

Title	内閣文庫蔵『管見抄』について
Sub Title	
Author	太田, 次男(Ota, Tsugio)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1970
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.9 (1970. ) ,p.191- 262
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000009-0191">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000009-0191</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 内閣文庫蔵『管見抄』について

太田 次 男

内閣文庫蔵管見抄九帖（正元元年成立・永仁三年書写、元十帖第三帖欠）は白氏文集の詩文について、全巻から全体のほぼ三分の一近くが選び出されていて、その数はわが国現存の文集選抄本の中では最も多い。

茶色表紙（二二×一五・七種）、粘葉装。料紙は厚手斐楮交漉紙、両面書。朱筆ヲコト点、墨筆訓点、声点・清濁点を施す。塙氏温古堂文庫旧蔵。本の体裁や奥書などについては更に後に述べる。

管見抄本文は、わが国をも含めて、中国に於て既に佚書とされる白氏文集北宋刊本に拠るのではないかとして、既に注目され、また抄出された内容についても、後に述べるごとく、その奥書に示されている通りに、従来の主として文学を中心とする興味に伴う受容とはやや趣を異にし、白居易の政治・文学・思想のすべてに亘る広い視野に立って、深い関心が寄せられている。<sup>(2)</sup> その点、鎌倉時代に於ける文集受容の傾向の一端を示すものとして注目に価する。

ここでは、先ず本文については、金沢文庫本や同書に校合注として書入れられている摺本（宋刊本）、その他の古鈔

本、刊本との校比を通してその系統や特徴について述べ、内容については、奥書に示されている選出規準がどれ程具  
体化されているかを検討しつつ、選出者の文集観や受容態度にも触れ、最後に、撰者についても言及してみたい。

## 一

白氏文集の編成は、既に知られている通り、その友元禎の手に成る白氏長慶集五十卷、及び、それに続く白氏自か  
らの手による増補分（後集二十卷、続後集五卷）を合した七十五卷が最終的な定本とされる。これより若干の巻数を減  
じてはいるが、この編成をそのまま伝えるテキストの系統と、宋代以後、全巻について詩を先にし文を後に配するよ  
う改編されたテキストの系統との二つが存する。

前者に属するうち、古鈔本では大東急記念文庫を始め、数ヶ所に分蔵される金沢文庫旧蔵本が最も古い姿を留め、  
また刊本では、朝鮮銅活字本、同整版本、及びそれを承けたわが那波古活字本が、何れも、曾て附されていた小字  
双行注を総て除去しているとはいへ、編成は旧をそのまま留める。後者に属する刊本としては、南宋紹興年間刊本  
（文学古籍刊行社影印本）が現存本中最も古い。明万曆三十年序刊馬元調刊本も無論この系統に属する。

管見抄がその編成からみて、前記金沢文庫本に近い一本に拠ると共に、宋刊本とも何等かの関連を有することに就  
ては、既に平岡武夫・花房英樹両氏により説かれた。ここでは、この管見抄を、金沢文庫本、及び、同本に校合注とし  
て書入れられてる摺本（宋刊本）、南宋本（紹興本）、及び那波本と校比の上、管見抄本の諸本の中に於ける本文とし  
の位置づけを考えてみたいと思う。但し、現存金沢文庫旧蔵本のうち、調査・研究を行ない得る巻は、大東急記念文  
庫蔵本（巻六、九、十二、十七、二十一、二十二、二十四、二十八、三十一、三十八、三十九、四十一、四十七、五十二、五十四

六十二、六十三、六十五、六十八)の十九巻と、天理図書館蔵本(巻三十三)の一卷、計二十巻であり、このうち、巻二十一、二十二、二十四、二十八の四巻については、管見抄のその部分の抄出分(三冊目)が欠本になっているため、これを除き、結局、校比の対象となり得るのは十六巻である。更にこの中で、「会昌」年間の元奥書が書加えられている(白氏が存命中蘇州南禅院に奉納した六十七巻本の写本)、恵曇将来本よりの重鈔巻とされるものに限れば、巻十二、三十一、三十三、四十一、五十二の五巻のみに限られてくる。先ず始めに、管見抄本文を、金沢文庫本のこの五巻、及び、那波本、宋本と比較すれば、(洋数字番号は花房英樹『白氏文集の批判的研究』所載、「綜合作品表」による。)

	(金)	(那)	(紹)		(金)	(那)	(紹)
(卷十一) (395) 尤物	○	有	有	(396) 鐘漏	○	鼓	鼓
(396) 久勸	○	倦	倦	( ) 旧枕故衾	○○○○	翡翠衾寒	翠衾翡翠
( ) 同聲止	○○○	三字ナシ	三字ナシ	(卷四十一) (395) 經十日	○	将	将
( ) 不問名姓	○○○	二字ナシ	二字ナシ	( ) 群小	○	心	心
( ) 御寓	○	字	字	(卷五十二) (392) 制河東	○○○	浙江東	浙江東
( ) 漢宮	○	後	後	( ) 各飽食	○○○	常各飽	常各飽
( ) 聞猿	○	鈴	鈴	(2822) 秋無悲	○	感	感
( ) 花開日	○	夜	夜	(2827) 与奴婢	○○	兒女	兒女
( ) 落葉滿階	○	宮	宮				
( ) 秋燈	○	孤	孤				

などのごとく、管見抄・金沢本と、刊本との間には明かに一線が劃される。

これは惠蓐奥書本のみに限ってみられる事ではなく、惠蓐の奥書は無いにしても、同じくわが国に伝わる古鈔本よりの重鈔とされる残りの巻についてもほぼ同様の傾向がみられ、

	(金)	(那)	(紹)		(金)	(那)	(紹)
〔卷六〕 〔232〕	何日	明	明		〔卷十七〕 (1074)	年事	身
〔284〕	見寺門	寺門望	寺門望		〔卷四十七〕 (3065)	侵掠	略
〔々〕	竭乏	飢	飢		〔卷六十二〕 (3286)	徐侍郎	郎中
〔々〕	蔓草深	生	生		〔2992〕	為奉	身
〔々〕	号聖経	僧	僧		〔々〕	馬飽	肥
〔286〕	柳樹	柿	柿		〔卷六十三〕 (3248)	家安	心
〔々〕	独酌仍独望	眠、坐	眠、坐		〔卷六十五〕 (3162)	多貧	窮

のごとくであり、管見抄の字句が金沢文庫本と同じであって、那波本、紹興本と異なるその相違は、明かに李從栄に発する宋版に由来する系統の諸本とは異質のものであることを示している。

こういふ相違は、金沢文庫本書入の校合注である摺本(宋刊本)をも加えて校比すれば、一層明かとなる。

〔卷九〕  
〔408〕 一相念

(金) (那) (紹)

○ 見 見 見

(432)	我身	○	心	心	心
(445)	一分化	○	二	二	二
(卷十一)	明旦	○	夕	夕	夕
(578)	憂積	○	極	極	極
(579)	獨能	○	二字ナシ	二字ナシ	二字ナシ
(586)	天不心	○	人	人	人
(〃)	自南宮	○	三字ナシ	三字ナシ	三字ナシ
(〃)	不聞于他人者	○、×△	為、×聞△	為、×聞△	為、×聞△
(396)	深窓	○	閨	閨	閨
(802)	元和十五年秋	○	ナシ	ナシ	ナシ
(〃)	本是長安倡家女	△○	△○ナシ	△○ナシ	△○ナシ
(卷四十一)	元和三年五月八日進	九字アリ	九字ナシ	九字ナシ	九字ナシ
(1947)	拳職論事	○	二字ナシ	二字ナシ	二字ナシ
(1948)	四海之外	○	内	内	内
(1957)	聖人	○	陛下	陛下	陛下
(卷四十七)	而平也	○	同上	同上	同上
(2069)	四十	○	三	三	三
(卷六十一)					
(2992)					

(卷六十五) 人心相去一

〇〇〇〇〇

一何遙 兩心相去

同上

同上

など、これと同類の相違は外にも頗る多い。つまり、管見抄本文は金沢本と共に、同本校合注としての摺本、南宋刊本とは無論のこと、編成を同じくする那波本とも大きな距りをもっていることが分る。

次に、編成を同じくし、本文も近い管見抄と金沢文庫本との本文を比較すれば、

(卷九)	旧交遊	意	旧	旧	旧	(卷四十一)	日奉	〇月△	〇△	〇△	〇△
(卷十二)	西内	〇宮△	〇△	〇△	〇△	(卷四十九)	相濟	制	〇	〇	〇
(シ)	夢魂	中	魂	魂	中	(シ)	門闔	比	〇	〇	〇
(シ)	(本文始題)琵琶引ナシ	三字アリ	ナシ	ナシ	ナシ	(卷六十二)	有間	隙	〇	〇	〇
(卷十七)	旧病	意	〇	〇	〇	(卷六十一)	詔焉	〇咲△	〇△	〇△	〇△
(卷三十九)	将士	〇△求	〇△	〇△	〇△	(卷六十八)					

などの例がある。

その他、金沢文庫本と那波本、紹興本が同じであつて、管見抄のみが異なる例、

(卷六)	飛騰	騫	騫	騫	(卷四十七)	在此	玆	玆	玆
(卷五)	容暇	閑	閑	閑	(卷六十一)	霜前	雪	雪	雪
(卷十七)	二帯	一	一	一	(卷六十二)				

などもあり、また、管見抄と那波本・紹興本が同じで、金沢文庫本のみが異なる例、

(卷六) (264)	似藍	(イ)	(金)	(那)	(紹)	(1074)	未全多	(イ)	(金)	(那)	(紹)
(卷九) (269)	方尺	○	丈	○	○	(1087)	徒已	○	徒	徒	徒
(卷九) (270)	為我	○	与	与	○	(卷四十一) (1948)	明辨	○	聞	聞	聞
(卷十二) (286)	步搖	○	揺	揺	○	(卷四十七) (2065)	亦多	○	今	○	○
(卷十七) (294)	日晚	○	暮	○	○	(卷五十一) (2282)	可任	○	所	所	所
(卷十七) (294)	丹方	○	砂	砂	○	(卷六十五) (3221)	(題)論親友	○	論	○	○
(1074)	猶得否	○	学	学	学						
(卷二十九) (1338)	漢陵小	少	○	○	○	(卷二十九) (1338)	部領	ナシ	○	○	○
(268)	(題)昭国閑居	(題下)唐題	唐題	ナシ	ナシ	(卷四十七) (2068)	倍利	稱	○	○	○
(卷九) (269)	彼此	ナシ	○	○	○	(卷五十一) (2282)	冠今古	貫	○	○	○
(卷十七) (1086)	二林僧社	○寺△	○△	○△	○△		絲管	絃	○	○	○
(1086)	挂緋袍	掛	○	○	○		足熱	醒	○	○	○
(卷三十九) (1794)	統帥	驍	○	○	○						

などもみられる。更に「イ」として金沢文庫本に校合注に書入れている本は、比較的管見抄に近く、

などの例もある。以上の例からすれば、極めて近い管見抄と金沢文庫本とにも、若干の距離のあることを認めざるを得ないのである。

以上、管見抄との校比を金沢文庫本のみに限ったが、金沢文庫本の欠巻分について、同じく古鈔本よりの重鈔とされる平安・鎌倉時代の写本により補ってみよう。

先ず巻三・四（新薬府）について、神田喜一郎氏蔵本（巻三・嘉承二年写、巻四・天永四年点）と比較すれば、

(卷三) (0131)	天宝年中時勢粧	(管)	〇〇〇〇〇〇	(紹)	〇〇末年時世〇	(那)	〇〇末年時世〇
(0135)	下凌上		〇〇〇		上陵下		上陵下
(卷四) (0145)	不奪力		〇		傷		傷
(0146)	手自封鈿匣珠函鏤幾重		同上		「鈿」以下ナシ		「鈿」以下ナシ
(0160)	馬嵬路・上		〇〇		坡下		〇〇
(0161)	手把梨花無人見		同上		把花掩涙〇〇〇		把花掩涙〇〇〇
(卷三) (0125)	得鬢灰	(管)	〇焼△	(紹)	〇焼△	(那)	—
(0131)	東西		南		〇		〇
(0136)	兵久		起		〇		〇
(卷四) (0146)	容範	(管)	鎔	(紹)	鎔	(那)	鎔
(0161)	年月多		〇〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇〇
(〃)	徒支粧粉		費		〇		〇

によっても知られるごとく、両本が極めて近いことは明かではあるが、それと同時に、

(0171) 不可妨 防 防 防 (0172) 情慧 心 心 心  
 (〃) 独有 唯 唯 唯

などをみれば、金沢本に對すると同様に、神田本に對しても、若干の相違の存することが認められる。

次は酒井宇吉氏蔵白氏長慶集第廿二〔平安中期〕写本（拙貴重古典籍刊行会影印本）である。第廿二とあるが、實際は文集卷十三から十七までの律詩四十三首を選択、抄出してある。このうち、管見抄と重複するのは十首であり、

(卷十三)	(管)	(紹)	(那)	(卷十六)	(管)	(紹)	(那)
(016)	何処好	去	去	(016)	松柱	〇	桂 桂
(〃)	勸醉	〇	酒	(016)	近日	〇△	歳晚 歳晚
(023)	華陽洞裏	〇	觀	(018)	廬山	〇△	匡廬 匡廬

などをみれば、二本は近く、同時に刊本との間に大きな距りが認められる。

次は国立国会図書館蔵文集抄建長二年写本一冊である。これは文集から、卷一・二十五首、卷二・二十九首、卷五・八首、計六十二首を抄出したものであり、うち、管見抄と重複するものは、二十五首である。何れも金沢本に欠けた個所であり、

(卷一)	(管)	(紹)	(那)
(0018)	不知有此楽	〇〇〇〇〇	不有此遊楽
(0040)	斯人徒	〇〇〇	〇徒輩

(卷五) 取悦 ○△

一〇

一〇

(1010) 詐与鳥意通 △

●○(ナシ)潜△

●○(ナシ)潜△

(1010) 映龙眉 △

危映△

危映△

(卷五) 朝見在朝市 ○○

早出向

早出向

に示されるごとく、二本は近く、同時に刊本との間には大きな距りがみられる。と同時に、

(卷五) 高亭 堂 ○

(管) (紹) (那)

(管) (紹) (那)

(1010) 五束 色 ○

(卷五) 神靈 ○

(管) 聖 聖 聖

(1010) 若自得 ○

(卷五) 若自得 ○

如 如 如

のごとき例も含まれている。

次は、東大寺宗性によって撰抄された白氏文集要文抄である。要文抄は二部に分れ、前半は建長四年写、抄出の巻数は十六巻(巻一、二、五、六、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十。傍線は金沢文庫本と重複巻)である。後半は文永十一年写、抄出巻数は九巻(巻五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十九、六十)である。この写本の編成も曾て述べたごとく、金沢文庫本と同様であり、金沢文庫本の欠を補うに足るものである。いま、金沢本と重複しない巻について校比すれば、

(卷五) 誰幾評 △

(管) (紹) (那) 詎、何 詎、何

(117) 倭如寄

(管) (紹) (那) ○ 猶 猶

(卷十) (447)	曾孫	○	玄	玄	(卷十一) (115)	桜桃花時	○○○○	感桜桃花	感桜桃花
(504)	益教故	○○○	○○○	少旧○	(卷五十一) (228)	莫嫌老	○○○	莫自嫌	莫自嫌
(卷十一) (708)	把時	○○	酌来	酌来	(229)	迎想	○○	相迎	相迎
(々)	拳処欲	○○○	看即落	看即落	(卷五十二) (232)	三千界	○	里	里

にみられるごとく、刊本との間には明かに相違がみられる。但し、ここでも、

(卷五) (177)	二十四	三	三	三	(卷十三) (37)	愁裏	(管)	夢	愁	愁
(卷六) (238)	憂恙	患	患	患	(卷二十) (343)	壯歳	(紹)	齒	歳	歳
(246)	為隼	弾	弾	弾	(377)	計略	無計	無計	無計	無計
(卷十) (447)	邊時	村	村	村						

のような例もみられるのである。

以上のごとく、金沢本及びこれに近い古鈔本数本及び刊本との校比の結果からすれば、管見抄本文は、現存の何れの刊本よりも、旧を伝えるわが古鈔本の夫々と本文上近いことは明かとなったが、同時に、数こそそれ程多くはないが、ある意味で当然のことながら、それらとも若干の相違の存することも亦知られるのである。

わが国には、その愛好につれて文集は屢々書写され、また、『御堂関白記』などにもみえるように、北宋刊本とおぼしき版本も將來せられた。惠蔭將來の六十七巻本を始め、平安時代によく引かれる七十巻本や、現在書目にも記載されている白氏長慶集、洛中集、などもあり、完本は無論極めて稀であつたであろうから、諸種の系統の本が互に取合

せられ、転写を重ねるうちに、一系統の本のみで一貫しない、複雑な性質をもつ本文が作られるに至った。実は、こういう過程を典型的に示しているのが、金沢文庫本々文なのである。基本的には編成と同じくしながらも、管見抄が同系統諸本との間に異同がみられるのも恐らくこのためということが出来よう。更に遡れば、管見抄の拠る本文そのものがそういう性質の一本であるということにもなる。こういう中であって、管見抄が鈔本のうちのどれに最も近いかなどということは、容易に断じ得ることではない。

次に、管見抄と文集宋刊本との関連について述べる。

既に平岡武夫氏は、管見抄卷末に記載されている北宋、景祐四年正月十六日付の詳定所照会文からみて、管見抄原文が北宋本からでていると述べられた。<sup>(4)</sup> また、花房英樹氏は『瞿氏鉄琴銅劍樓藏書目録』にみえる「案白集刻於北宋者、為廬山本、分前集後集別集」や、『姚寛西溪叢書』にみえる「白樂天後集、第五十一卷……」などから、文集北宋刊本には、すべて前後集の区別があったと思われると述べられ、更に、やや曖昧な表現ではあるが、北宋刊本の面影を伝えるものとして、管見抄、及び金沢文庫本書入校語（摺本）と、同卷五十四を挙げられた。<sup>(5)</sup>

ここでいう金沢文庫本後集卷五十四というのは、同巻奥書に、

貞永二年四月十九日書了／右金吾校尉原奉重

此卷書写之本欠之間尋摺本書入之處摺本又摺銷所々／多之故或遺料紙或付置輪畢以証本重可令比校之也とあるごとく、金沢文庫本書写に当って、底本がたまたま欠卷であったために、摺本を以て補った卷である。

奥書に示されている通り、事更「尋摺本……」とあるのからすれば、校合時に於て摺本が全卷揃って手元に無かつたのかも知れず、しかも入手した摺本にしても「摺本又摺銷所々多之」からみれば、余り良い刷りではなかつたよう

である。また卷六のごとく、奥書には唐本を以て校合を加えた旨が明記されているにも拘らず、摺本よりの校合注が全くみられない巻もあり、或いは卷卅一・卅三のごとく、底本が摺本であるとは奥書では全く触れられていないのに、本文を検すれば明かに宋刊本よりの投影と思われる鬪筆が多数みられる巻もあり、これらからみて、金沢本校合時に於て、果して全卷揃った、或いは少くとも同一系統の摺本が校合に使用されたか否か、疑念が存する。

とはいえ、摺本を底本にした旨明記されているこの卷五十四は、管見抄との校比に於て、検討される余地を充分に残しているといえる。

この巻の首尾には夫々、

(首)  
白氏後集卷第五十四

律詩 凡一百首 一本 菅大府卿本  
蘇州刺史白居易

(尾)  
白氏後集卷第五十四

とあり、うち「蘇州刺史……」の七字は本文とは異筆であつて、「一本」より、更に、「菅本」をも参照して、補われている。この「一本」は恐らく鈔本であろう。金沢文庫本では、前集五十卷までの内題下のこの個所には、現存巻には、すべて「大原白居易」とあるのに対し、後集は各巻毎にその時の官職を冠し、例えば、

卷五十二 刑部侍郎白居易

卷六十二 太子賓客分司東都白居易 本此十一字无

のごとくである。但し、卷六十二の校合注書入にみられるごとく、鈔本の中にも官職氏名を欠く本も存したのである

うし、刊本については、後集に当る巻は、紹興本、那波本も共にこの記載をすべて欠いている。

但し、この「後集巻第五十四」という巻次は書写に際して特に改められた形迹は見出し難い。若し宋刊本以後の前集の編成による本とみてよからう。前述のごとく、北宋刊本にはこの編成の本が存したが、平岡氏は南宋本にも、現存の紹興本とは別に前集後集系統の刊本の存在を認められている（校定本『白氏文集』序説）。紹興本には北宋南天子の諱を避けるための闕字や闕筆がみられるが、この巻五十四には刊本よりの投影としてのそういう個所も見当らず、従つて、この巻の底本としての刊本を、北宋南宋刊本の何れであるかを遽に断定することは出来ない。

そこで次に、この巻を管見抄、要文抄、紹興本、那波本と本文上校比すれば、

(イ)管見抄、要文抄が共に選んだ詩について（「菅」は金沢本校合注の菅家本）

	(菅)	(管)	(要)	(紹)	(那)
(2450) 久別	△○	△○	○△	△○	○△
(2452) 睡燈	—	眠	○	○	○
(2469) (注)勸者所云	—	○○○○	○○○○	ナシ	ナシ
(2477) 蒙籠	—	蒙籠	○○	○○	○○
( 〃 ) 何會	時	時	時	○	○
(2478) (注)龍樹菩薩 看眼論	—	○○○○ 目	○○○○	注文ナシ	注文ナシ
( 〃 ) 謾舖	—	漫	漫	○	○

(2428) 晚晴 清 清 ○ ○ ○

(ロ) 菅見抄のみが選んだ詩文のうち、

(i)

(管) (紹) (那)

(2418) (題) 用知章 奉短篇 ○○○ ○○○ (2424) 大屋 ○ 室 ○ ○ ○

(シ) 上將軍辭 大将詞 ○○○○ ○○○○

(ii) 金沢本校合注の「イ本」「菅本」をも加えて、

(イ) (菅) (紹) (那)

(2412) (題) 狐合公 相 相 ○ ○ ○ (2431) 当好官 是 是 ○ ○ 最

(2419) 金章 璋 璋 ○ ○ ○ (シ) 詠將殘 来 来 ○ ○ ○

(シ) 天磨 摩 摩 ○ ○ ○ (シ) 酒興 飲 飲 ○ ○ ○

(2427) (題) 西施吟 西掖今 西掖今 ○○○○○○ (2434) 吳郡 地 地 ○ ○ ○

(イ) 要文抄のみが選んだ詩文のうち、

(要) (菅) (イ) (紹) (那)

(2428) (題) 早涼 秋 秋 秋 秋 (2435) (注) 皆是 ○ ○ 又同 一 ○ ○ 一

(シ) 愁悲 秋 秋 ○ ○ ○ (シ) 緋多 袍△ 一 袍△ ○ ○ △ 一

(2435) 刮莎 瑞莎 瑞草 | 瑞莎 | (2508) 悠々 ○ 騰 | ○ ○  
 (2446) 新種 ○ 栽 | ○ ○

(二) 管見抄、要文抄共に選ばざる残りの詩文のうち、「但し、「自思益寺次楞伽寺作」(二四八七)から「酒筵上答張居士」(二五〇三)迄の十五首は摺本には無く、菅家本を以て補つてあるので、この部分は省略する。」

(2411) 勸酒	(紹)	(那)	(菅)	(イ)
○	○	○	醉	
(2414) 答劉和州(題)	○○○○禹錫	○○○○	酬和州劉禹錫	
(2415) 望多巴	○	○	国 <small>廿八日外見寄</small>	
(〃) (注)古詩云以下十三字	ナシ		菅本在此注	
(2416) 杯酒	○	○	盃	
(2420) 無見	児	児		
(2421) 潯陽	○	○		尋
(〃) 欄下	○	○	橋	
(〃) 蘇州刺史制(注)	ナシ			
(〃) 時為鑑脚刺史 見唐書(注)	同上		号馬脚刺史 見唐書	
(〃) 制誥	詔	詔		詔
(〃) 逐扇	○	○		扉

(2425) 西望  
 (〃) 五千  
 (〃) 雲埋  
 (〃) 月耀  
 (2427) 稽城  
 (〃) 淡泊  
 (〃) 雖案  
 (2429) 相隨  
 (2431) 水與山  
 (2432) 牧場  
 (〃) 盤根  
 (2434) 姮娥  
 (2438) 夕陽  
 (〃) 方響  
 (2439) 燈燭  
 (2440) 樹影  
 (〃) 練苞  
 (2441) 難伸

○ ○ ○ ○ 方 ○ 常 △ ○ 宜 堆 白 ○ 耀 ○ ○ 四  
 只 稭

○ ○ ○ ○ 方 ○ 常 ○ ○ 隨 堆 白 成 耀 ○ ○ 四  
 稭

申 飽 彩 火 | 日 | △ △ 宜 堆 白 | | | | |  
 ○ ○ 之 ○ 只

| | | | 方 | | | | 琴 | | | 成 | 霧 三 四

(2442) (題)夜泛

(〃) (題)崔湖州崔郎中

(〃) 衡明月

(〃) 知春(注)

(〃) 茶由(注)

(2443) 所見(注)

(〃) 勝景(注)

(2448) 新令

(2453) 判官(題)

(〃) 二十三兄

(〃) 弟妹

(〃) 老倒

(〃) 少年

(2454) 鳥名(注)

(〃) 紅瀾

(〃) 今日

(〃) 明朝

(2457) 微之及

○ 今 前 欄 坊 ○  
△ ナシ ○ 三字ナシ

○ 明 今 欄 | ○  
△ 兄 ○ | | | | ○ 三字ナシ

兼寄 今 前 | | △  
寮 姪 廿三 相間 命 境 經 山 每 衡 | |

| | | | 坊 | | | | | | | | | | 遊

(2458) 小舩  
 (2460) 正勸(注)  
 (々) 酒次  
 (2461) 海山  
 (2464) 艶婆  
 (2468) 無逢  
 (2470) 觀  
 (2473) 一月余  
 (2480) 十姨  
 (2498) 別留示(題)  
 (々) 銀障  
 (々) 汝墳  
 (々) 丘西  
 (2502) 裁作  
 (2504) 朱門  
 (2505) 河外手  
 (2510) 兩郡

○ 江、手  
 ○ 服  
 ○ △(注)一  
 女 錦  
 △○○(●ナシ)  
 妓  
 ○ 觀  
 每 婆一作艶婆  
 ○ ナシ  
 ○

○ 江、手  
 ○ 服  
 注ナシ  
 女 錦  
 △○○(●ナシ)  
 |  
 ○ 觀  
 每 穆婆  
 ○ |  
 |  
 ○

為 江、手  
 貴 | | | | | | | 二 | 每 | | | | 飲 |

| 河、平  
 | | | | | | | 妓 | | | | 樓 | | 船

となる。

このうち、(イ)(ロ)まででみれば、管見抄・要文抄・菅本・イ本と、刊本(摺本、紹興本、那波本)との間には距りが見られ、更に、管見抄と要文抄とを比較すれば、要文抄の方が幾分刊本に近いように思われる。

次に刊本の間で、金沢本(この場合は摺本)は紹興本、那波本と、それ程大きな相違はみられないが、(イ)(2469)注、同(2479)注(この二つは管見抄、要文抄共にあり)、(二)(2415)注などの注文が紹、那、両刊本には何れもなく、また、例えば、「眼病二首」(2477, 78)の二首目を「又」(紹本)、「又一首」(那本)として区別するのに対し、管見抄、要文抄、摺本が何れも、特に二分しないで続けるなどの個所をみれば、摺本と、紹興本・那波本両刊本との間には若干の距りがあり、しかもその場合、摺本は管見抄、要文抄に同じ場合が多い。

以上の本文検討の結果からすれば、管見抄本文は宋刊本とかなりの距離があり、この巻に関する限り宋刊本に拠っていないことは明かとなった。そして、その宋刊本が北宋本であるか、南宋本であるかは、この程度の資料では到底断定することは出来ない。ただ宋刊本というのみに止めるべきであろう。また、金沢文庫本諸巻に校合注として書入られている「摺本」についても、これ迄に載せた幾つかの校勘表からすれば、ただ南宋本(紹興本)に近い本と云いうるに止まり、北宋本にまで関連づけることは到底できないものと思われる。

以上のことから、管見抄が金沢文庫本や白氏要文抄と同じく、古鈔本の系統に属するとすれば、平岡、花房両氏の云われる、北宋刊本との関連は如何に考えるべきであろうか。

管見抄には校合注として、「イ」「イ本」「本」「或本」などの諸本の外に、「才」「才本」「摺」「摺本」があり、「才」は摺の略であろうから、これらは何れも「摺本」よりの注であることを示している。いまそれを示せば、

(卷十五)	(88)	開口笑世間楽	開口可見摺本	(紹)(那)開口	(卷四十一)	(88)	想・宜・知・悉・冬・寒	已上五字摺本無	(紹)(那)想以下ナシ
	(88)	門底	摺外	( )( )( )門外	(1917)	(88)	往・除・余・慶	二字才无	(紹)(ア)リ(那)ナシ
	( )	可張羅	好摺	( )( )( )好張羅	(卷四十五)	(88)	何繆盤	濫才本	(紹)(那)濫
	( )	北叩	叩摺	( )( )( )北叩	(2034)	( )	繆盤	濫才本	( )( )( )濫
(卷十八)	(111)	凡寫	凡摺	( )( )( )凡寫	(卷四十六)	(2042)	夫地之利	天才本	( )( )( )夫
	(114)	黙々	黙摺	( )( )( )黙黙					

のごとく、十一ヶ所に書入れられ、この校合注の書入れは卷四十六卷までで終つてはいるが、校語は紹興本、那波本とほぼ一致する。

現存本管見抄の訓点の施し方や行間注書入れの情況を検すれば、第七冊目・卷第四十九五十道のうち七番目の(二〇九九)「得辛氏奉使遇昆弟之……」以下は訓点の加え方が急に疎になり、訓は施されず、ヲト点の内星点及び句読点のみが加えられ、行間注も書入れられていない。八冊目も同様である。九冊目になると、初め訓及び星点も施されるが、これも(二九八〇)「詠所楽」までに止まり、以下は星点、句読点のみに止まる。九冊目の書写奥書の中に「墨点者無本仍不加之也」とあるのに対し、十冊日本奥書には「抑此抄一部十卷詔清直講終朱墨点」とあるので、現存本の前の段階に於て、原本の訓点が失われたのであろう。十冊目も同様であるが、特に(三六二二)「問諸親友」以下は、句読点、星点もすべて加えられなくなる。従つて「摺本」よりの校合注も、曾ては或いは七冊目以下にも、更に多く施されていたかも知れないのである。

何れにせよ、摺本を校合注に引くことは、管見抄が摺本を底本として使用していないことは明かであつて、これま

での校勘の結果からしても、金沢本に近い古鈔本に拠ったものとすべきであろう。とすれば、最後の卷七十一、及びそれに続く数篇については、如何に扱うべきであろうか。

管見抄卷末奥書の中には、明かに、「遂抄七十卷合一十卷」とみえる。この七十巻を概数と見做さずに正確な巻数とすれば、卷七十一以後は同じ撰者か或いは別人による増補とせざるを得ない。ただ現存本は、前述のごとく、七冊目から訓点も疎になり、巻次の記載も卷四十九以後はみられず、八、九、十冊まで、巻次の区切りが全く無いまま、詩文が羅列されている状態である。従って、原本の卷七十と、卷七十一以後とに、記述上、如何なる区別が施されていたかは知る由もない。

書写の外形からは、卷七十と七十一との間に区別をつけ難いとすれば、この両巻を刊本と校比する外はない。卷七十は文集では碑記銘吟偈十四篇を載せ、このうち十三篇が選ばれている。

(紹)

(3603) 馬頭太守

某郡

某郡

(〳) 中書侍郎

四字ナシ

四字ナシ

(〳) 承旨学士公以孤  
進中立誓心報主

十四字ナシ

十四字ナシ

(3606) 開成五年三月十五日  
(本文尾注)

篇名下注

篇名下注

(〳) 何独如是哉

〇〇〇〇〇〇××××××

〇〇〇〇〇〇××××××

(〳) 我身老病

老身病苦

老身病苦

(3615) 無小無大

無大無小

無大無小

などにものごとく、管見抄本文は刊本と大きく相違し、系統を異にすることを示すことは、卷六十九までに見たと同様である。

卷七十一は文集では律詩五十七篇中、管見抄は三十三首を選んでいる。

	(紹)	(那)		(紹)	(那)
(3631) 一室	二		(3644) 貧苦	病	病
(3641) (題) 奉印	官	官	(3648) 売却	賁	賁

にみるごとく、管見抄と刊本との相違は七十卷に比すれば確かに少ない。篇の順序にしても「読道徳経」が異なるだけであるに過ぎない。

但し、この程度の相違から、直ちに、管見抄の卷七十までは鈔本に拠り、卷七十一は増補分として、刊本によると断定するのは稍性急に過ぎよう。前述奥書にある七十卷を抄出したという、その七十卷という数が、卷七十一以後は異なる本に拠ると明示する程正確な意味をもつものであるかも疑わしく、また、平安時代以来屢々引合に出される文集七十卷本なるものが七十一卷本と編成や内容上如何なる相違点をもつかも必ずしも明かではなく、従って、七十一卷本は単に七十卷本に単純に一卷を増補したのか否かも、しかく簡單には断じ得ない。寧ろ内容からすれば、この卷七十一は卷七十に続く巻として極めて自然であつて、特に異なる系統の本からこの巻のみ増補したという違和感はない。その上、抄出態度からみても、他の巻と異なるような特種性は認め難い。とすれば奥書には七十巻とあるにしても、特にこの巻を除外する理由はないものと思われる。

最後に、卷七十一の尾篇「白氏集後記」に続く九篇について検討する。それは、

- (3786) 初見劉二十八郎中有感(管見抄・那波本卷五七、宋本・馬本ナシ)
- (3700) 小庭寒夜寄夢得(管見抄・金沢本卷六五、那波本・宋本・馬本ナシ)
- (3692) 除夜言懷兼贈張常侍(管見抄・金沢本卷六五、那波本・宋本・馬本ナシ)
- (3693) 送張常侍西歸(那波本・宋本・馬本ナシ)
- (3695) 吹笙內人出家(那波本・宋本・馬本ナシ)
- (3696) 醉中見微之旧卷有感(那波本・宋本・馬本ナシ)
- (3029) 雨歇池上(那波本卷六三。コレヨリ九首後ニ「七月一日作」アリ、  
似。金沢本卷六三・宋本・馬本卷三〇ニ後者ノミ載ス。)
- (3797) 仏光和尚画真贊(宋本・馬本卷七一ニ載ス、那波本ナシ)
- (3798) 醉吟先生墓誌銘并序開成四年  
中風疾後作(宋本・馬本卷七一ニ載ス、那波本ナシ)
- (龍門)重修白樂天影堂記 陶穀述)

(これに続いて、文集本文ではない、「詳定所」の記事が附される)  
である。

括弧内に諸本に於けるこの篇の有無を記載した通り、この九篇は何れも諸本間で有無の出入りの多い篇であつて、平岡氏は北宋刊本七十一巻本に附される外集と推定された。<sup>(6)</sup>このうち初めの三篇は、管見抄では既に選出されたものであり、とすれば、管見抄撰者がこの九篇を何れかの本から夫々別に選んで書き加えたというよりも、一括してこれだけ纏った形のを、末尾に附したとみる方が自然であろう。

重複するはじめの三篇を金沢文庫本(但し、管見抄・那波本卷五七所載の「初見……」の一首は、金沢文庫本にも存するか

否かは、この巻を欠くため不明）那波本と校比すれば（管旧）は既に管見抄選出済の意、

(管旧) (那波) (管旧) (金沢)

(2786) (題)劉二十八郎中 廿八 ○○○ (3622) (題)贈張常侍 同 贈ノ下一格空

(〃) 欲言夏口 憂 ○ (〃) 三十六句 三百六 三百六

(〃) 語笑稀 ○ 言 (〃) 殺春愁 紋 紋

(3700) (題)小庭寒夜 亭 亭 (管旧) (金沢) (〃) 為誰開 共 共

(〃) 庭小同蝸舍 亭 亭

のごとく、卷五十七及び卷六十五に於て既に選ばれた分の方と金沢本は近く、新しく加えられた分とは相違する。これは鈔本と刊本の相違と見做すことが出来よう。

また、雨歇池上(3029)(金沢本・宋本・馬本は「七月一日作」による)をみても、

(金沢) (那) (宋) (馬)

麻々 蘿 ○

胡麻粥 雲母湯 ○○○也 ○○○ 〇 ○○○ 〇 ○○○

のごとく、新しく選ばれた分は刊本に近く、前項と傾向を同じくする。

但し、唯刊本に近いだけではない。「醉吟先生墓誌銘」をみれば、

(宋) (馬)

(題序)并序開成四年  
中風疾後作

并序 并序

盧州梁鼎丞

巢 巢

秦武武安君

將 將

樂天幼学

幼好 幼好

先大夫

父 父

文集七集七十卷

ナシ ナシ

先大夫

先大夫夫人 先大夫夫人

事類要三十部

集要 集要

顯川郡大夫

太 太

華鄭州

ナシ ナシ

のごとき相違がみられる。この外、「外以儒行修其身中以釈教」の次「治其心旁以山水風月歌詩琴酒樂其」の十五字

を欠くのは、恐らく書写時に於ける脱字であろう。

以上の経過から、管見抄のこの部分は刊本に拠るとみるべく、しかもここでみたこの刊本間に於ける相違は、若干の誤写らしき箇所を除去するにしても、本の系統を異にするところに由来するものごとくであり、或いはこの附加の九篇に限り、北宋刊本に拠るとみることができるとも知れない。この九篇に続く「龍門重修白楽天影堂記」を撰述した陶穀(九〇三、七〇)は北宋初期まで生存し、この記の製作年広順癸丑からしても、北宋刊本に登載されて何等矛盾は存しない。そして末尾に附される詳定所の照会文記事(白氏文集の刊行を公認する内容を含む)によれば、北宋景祐四年(一〇三七)には、

有白氏文集一部七十二卷可以印行

とあり、この本の七十二卷目は、前述平岡氏が外集と称された一卷に該当し、それが管見抄に採られたとみて、さしたる支障はないものと思われる。

以上のことからみて、管見抄本文は文集七十一巻に該当する部分までは、金沢本に近い古鈔本に拠り、その後の数篇のみが北宋刊本よりの書写部分であると推定できよう。そしてこの北宋刊本よりの附加部分が、果して原撰者の手により初めから附されていたものか、或いは後補であるかは、転写本である現存本から断定することは困難である。また管見抄は鎌倉の地に於て抄出されたとすれば、当然、金沢文庫本との関係が問題になるが、両本は屢々述べたごとく、系統を同じくし、極く近い本には相違ないが、少くとも、金沢本を底本として、それから抄出が行なわれるとする程の関係にはない。管見抄の詩文抄出は文集の全巻に亘っている。この七十一巻に更に附篇をも加える量の詩文を、完本としての文集を得て抄出したのか、或いは古鈔本を種々取合せた結果であるのかは、奥書及び本文の検討からは明かにすることは出来なかつた。

注

- (1) (4) (5) (6) 平岡武夫「白氏文集の金沢文庫本・林家校本・宗性要文抄本・管見抄について」(『神田博士  
薨御記念書誌学論集』所収)
- 花房英樹『白氏文集の批判的研究』その他。
- (2) 阿部隆一「北条実時の修学の精神」(『金沢文庫研究』一四ノ六)では、管見抄の精神及び撰者に触れられている。
- (3) 拙稿「東大寺宗性の『白氏文集要文抄』について」(『斯道文庫論集』第四輯)

一一

管見抄には九冊・十冊目末尾の二ヶ所に、次のような書写奥書が書加えられ、

〔九冊目〕  
 永仁三年六月十七日未刻 於關東田中坊馳筆了於此日十卷皆終篇功者也墨点者無本仍不加之也以他本更可写之耳  
 〔十冊目〕  
 一交了／永仁三 五 廿六 於關東田中坊書之

とある。このうち「關東田中坊」は未だ明かではない。

また十冊目の「一交了……」の前に、本奥書が記載され、

本云

管見抄内此文集処者自康元之初年／初冬中旬至正元之初曆初冬上旬七日都盧／三年其功既畢或公務之際目想而忘疲或／病患之中心遊而不怠遂抄七十卷合為一十卷／古今之間縑素之類抄出此集雖多其人皆為春花事抄出之為秋実事不抄之於今抄者指婦／異之先抽治政之要是依可補私務也次採齊／物之詞是依可養己志也後拾風月之章是／依可悅我目也每披見此集以可助身上病每／握翫此抄以可休世上愁猗也此抄其德惟多／抑此抄一部十卷詵清直講終朱墨点彼真／人累代高才之儒胤也当世絶倫之名士也世／之所知也人之所許也然則比掌内珠為／函中宝莫出闕外而已

とあって、文集詩文選出の意図はこれにより明瞭に示されている。但し、後に述べるが、種々の手懸りは与えられるにしても、この識語からは抄出者が何人であるか確認することはできない。

いま、この識語のうちに示されている抄出の規準に従って、実際に選出された詩文の内容を検討することにより、抄出に際しての心構えや、文集に接する態度などに少しく考察を加えることにする。

先ず管見抄という題名であるが、識語のはじめに「管見抄内此文集処者……」とあり、その各冊毎に内題の、

管見抄五(六)(七)(八)(九)(一〇)(五)以前は各冊首欠

とある。次に、行を改めて、

文集五(六)(七)(八)(九)(十)

と書かれているので、この題名は、元来、文集だけのためにつけられたというよりも、更に他の典籍をも抄出する計画があつて、その全体に名付けられたものかと思われる。但し、この抄本は「管見抄一」から始められているので、文集の抄出が撰者のこの抄出計画のうちで最初に手掛けられたものとも推察される。管見抄と名付けられる抄出が、文集以外にも実際に行なわれたのか否か、それに該当する抄本には未だ接していない。

この抄本は元来十冊に分けられていたが、早くから三冊目を佚し、九冊が現存する。文集よりの抄出詩文の数を各巻毎に示せば次の通りである(編次、作品数は管見抄の拠るテキストに比較的近い那波本に拠つた。数字については、下は各巻作品総数を上はその中からの抄出数を示す。作品数の計算は、例えば雜興三首は「3」として扱つてある。)

卷一	諷諭一	(欠五葉) 4 63	卷九	感傷一	11 55	卷十七	律詩	28 101	卷三十四	中書制誥四	5 50
卷二	諷諭二	(欠二葉) 18 65	卷十	感傷二	11 78	卷十八	律詩	13 100	卷三十五	中書制誥五	5 50
卷三	諷諭三	5 21	卷十一	感傷三	(欠一葉) 8 53	卷十九	律詩	19 99	卷三十六	中書制誥六	7 48
卷四	諷諭四	8 30	卷十二	感傷四	7 30	卷二十	律詩	17 100	卷三十七	翰林制誥一	14 34
卷五	間適一	18 54	卷十三	律詩	23 99	卷二十一	律詩	欠	卷三十八	翰林制誥二	10 43
卷六	間適二	16 48	卷十四	律詩	9 100	卷二十二	律詩	欠	卷三十九	翰林制誥三	9 55
卷七	間適三	17 58	卷十五	律詩	24 101	卷三十一	中書制誥一	(欠一葉) 2 27	卷四十	翰林制誥四	18 68
卷八	間適四	8 57	卷十六	律詩	11 100	卷三十二	中書制誥二	4 30	卷四十一	奏狀一	3 13
						卷三十三	中書制誥三	7 28			

卷四十二 奏状二	4	25	卷五十八 律詩	24	100	卷六十六 律詩	12	99
卷四十三 奏状三	2	11	卷五十九 碑志序記表 讚論衡書	3	14	卷六十七 律詩	10	75
卷四十四 奏状四	6	17	卷六十 碑序解 祭文記	3	12	卷六十八 律詩	22	100
卷四十五 策林一 <small>(五冊)</small>	23	23	卷六十一 銘志贊序表 文紀解伝	10	18	卷六十九 半格詩	39	95
卷四十六 策林二 <small>(六冊)</small>	17	17	卷七十二 律詩	22	48	卷七十 碑記銘吟偈	13	14
卷四十七 策林三	19	19	卷六十三 格詩	17	48	卷七十一 律詩	33	57
卷四十八 策林四 <small>(七冊)</small>	21	21	卷六十四 律詩	13	100			
卷四十九 判	50	50	卷六十五 律詩	22	82			
				23	99			

(続)

尚、欠巻の三冊目の内容を那波本によって示せば、卷二十一詩賦、卷二十二銘賛箴謡偈、卷二十三哀祭文、卷二十四碑碣、卷二十五墓誌銘、卷二十六記序、卷二十七書、卷二十八書序、卷二十九書頌議論状、卷三十試策問制誥となる。(この外、テキストの関係上、那波本にはみられない詩文が若干存する。)

その詩文抄出数とその巻次とを他の選抄本と比較すれば、

白氏長慶集第廿二 卷十三〜十七律詩 37

文集抄上 卷一、二諷諭詩 54 卷五間適 8

白氏文集要文抄 卷一、二諷諭詩 20 卷五、六間適 19 卷九〜十二感傷 59 卷十三〜二十律詩 155 卷五十一格詩

歌行雜体 16 卷五十二格詩雜体 13 卷五十三〜五十七律詩 74 卷五十九碑志序等 2 卷六十碑序等 1

となり、管見抄のごとく、その数も多く、しかも、各巻に偏せず、全巻に亘って漏れなく選出の手が加えられている

例は外には見当らない。

これら、文集詩文の選出に際しての一種規準となるものを前記の識語の中に求めれば、

(イ)先抽治政之要是依可補私務也

(ロ)次採齊物之詞是依可補己志也

(ハ)後拾風月之章是依可悅我目也

の三項が見出される。この規準は抄出以前から予め決めていた固定的なものというよりも、文集に接し、その抄出作業の過程の中で次第に形をなしたものを最後に要約して書き留めたとみるのが自然と思われる、これと同趣旨の内容をもつ文を文集の中に別に求めれば、これは管見抄の中にも採られている(但し、先述のごとく、「治其心……樂其」の十五字は管見抄には欠ける。脱字であろう)。

外以儒行修其身、中以釈教治其心、旁以山水風月歌詩琴酒樂其志(醉吟先生墓誌銘)

などは、ほぼこれに該当するといえよう。この三項目を、文集の白氏自身による分類方式に当てれば、平岡氏の云われるごとく、<sup>(ロ)</sup>一応、(イ)は「諷諭」に、(ロ)は「閒適」に、(ハ)は「感傷」に対応せしめることも可能と思われる。但し、白氏のこの分類は詩のみに関するものであり、管見抄の抄出分のごとく、詩の外に、文辞も多数含まれている場合には、それ程厳密にこの分類に当はめて考えることは適當ではなく、当然、この諷諭、閒適、感傷という概念は拡大して考えるべきであり、(イ)にしても、比較的少数しか抄出されていない諷諭詩のみに限らず、卷三十一〜五十に亘って多数採られている政治的実務上の文章なども当然含まるべきであろうし、かく、白氏の分類を文学上の概念に限定するよりも、実際の内容に即して考えるべきであるとすれば、(ロ)、(ハ)の中にも、内容上、同傾向のものを含ませてよ

く、詩体の厳密な区分を取外して、間適、律、感傷の詩の中からも内容上同傾向のものがあれば、採つて然るべきであろう。識語に示されたこの規準は、曾てのごとく、主として詩作の典型としての文集に接する文学的態度から出たというよりも、謂わば文壇的束縛の外にあつて、素人の自由な幅広い視野に立つて、文集全体の實質的内容を把握しようとする意図に基いて、自ずから立てられた一種の選択規準と思われる。これ迄の選抄本には、諷諭、間適、或は律詩などと、比較的限られた詩のみが選ばれているのに対して、管見抄抄出者が、文集全体を一体として扱い、従つてその選択が全巻に及んでいるのも、寧ろ当然のことと思われる。

次に、この三規準に照して、抄出詩文の内容を検討する。

(イ) 拙治政之要是依可補私務也

この撰者が鎌倉に在つて、幕政に参画する者であることは、当時鎌倉在任中の清原教隆にその抄本の加点を依頼していることによつても明かであろう。また転写本としての現存本が「永仁三年關東田中房」とある田中房は明かではないにしても、少なくとも転写の段階に於ても關東にこの本が留まっていたことも、この本が元來關東即鎌倉と因縁の深い本であることを示すものと思われる。そして、文集に含まれる「治政」にかかわる詩文が私務を補うと述べられている所からすれば、文人としてこれに接するというよりも、政治に参画する者の責務と自覚がはしくも表明されたとみることが出来る。

抄出詩文のうち、そういう資治に関し実務の上で相応しい性質を有する詩文として、先ず挙げるべきものに、卷三十一～三十六中書制誥、卷三十七～四十翰林制誥、卷四十一～四十四奏狀、卷四十五～四十八策林、卷四十九～五十判などがある。このうち、卷三十一～四十四迄は、夫々適宜選抄されているが、卷四十五～四十八の策全篇、計八十

項、及び、卷四十九、五十の判全篇、計百項が抄出されていることは、従来の文集受容史のなかでは、まことに異例のことに属する。

中国に於ては、

親友間説、礼吏部挙選人、多以僕私賦判為準的（旧唐書卷百六十六白居易伝）

とある如く、白氏の筆になる政治実務に関する文章は、既に白氏が世当時から、科挙受験のための模範文として尊重されていた。ところがわが国に於ては、白詩の盛行に比して、この種の文が政治上の実用の目的に供せらるべく求められたという例は、平安時代以来殆んどその類例をみない。

試みに、柿村重松『本朝文粹註釈』によって、本朝文粹所収の同類の文に引かれる白詩の語彙を調べても、

道素之苑荒涼寵沢最深（卷三、表下、為清撰）

以恩波煦之寵沢（文集卷三九翰林制監二答）  
（王承宗謝流置及復官啓表）

霧露頻侵山重江複（卷七、奏上下、）  
（左降人請歸京）

有重江複山之險（文集卷三八翰林制監二、）  
（除李惠簡西川節度使制）

などに過ぎず、外に一二例はみられるが、当時この種白氏の文がわが国に於ても模範文として意識されていたことを証するに足る用例は一例も見当らない。

杜甫の詩も殆んど行なわれず、また、白氏と同時代の韓愈、柳宗元の古文運動も影響を与えないままであった平安時代に於て、白氏による達意の文に属する政治的実用の文章などは、現実政治に対する無気力、無関心や彼我科挙制度運用上の相違などと相俟って、これを受容れる地盤が形成されていなかっただけであらう。白氏の文の中で

も、「池上篇」「三教論衡」「酒功贊」「繡西方頓讀」「六讚偈」「醉吟先生墓誌銘」などは早くから知られているが、何れも現実政治より一步退く姿勢に立つ点で共通するものばかりであり、無論、文人或いは仏教信者白居易に対する賞讃の外に、時に『小右記』に引かれるような、時弊を批判する政治家としての白氏の一面も知らぬではないが、これは、記載された例は極めて少なく、まして、実務上の文章の模範を白氏に見出している例は殆んど知られてはいない。とすれば管見抄に於て、私務を補うものとして、白氏のかくも数多くの政治の実務文が抄出されているのは、地道な政治実務を重んずる鎌倉時代に到つて、始めてその価値が見出されたといえよう。<sup>(8)</sup>

策林序（卷四十五）に、（以下、送り仮名を付した文はすべて管見抄所収分。送仮名のうち、平仮名の個所は、ヲコト点の翻記）

元和初、予罷<sup>ヤメテ</sup>三校書郎<sup>を</sup>与<sup>と</sup>三元<sup>ノ</sup>微<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>、<sup>ニ</sup>將<sup>ニ</sup>応<sup>ニ</sup>制<sup>ニ</sup>、<sup>ニ</sup>退<sup>ニ</sup>居<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>上都<sup>ノ</sup>華陽<sup>ノ</sup>道<sup>ニ</sup>觀<sup>ニ</sup>、<sup>ニ</sup>閉<sup>ニ</sup>戸<sup>ノ</sup>累<sup>ニ</sup>月<sup>ヲ</sup>、<sup>ニ</sup>揣摩<sup>シ</sup>當<sup>レ</sup>代<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>構<sup>ニ</sup>成<sup>ニ</sup>策<sup>ヲ</sup>、<sup>ニ</sup>目<sup>ヲ</sup>、<sup>ニ</sup>七<sup>ノ</sup>五<sup>ノ</sup>門<sup>ヲ</sup>、<sup>ニ</sup>及<sup>ニ</sup>微<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>登<sup>ニ</sup>、<sup>ニ</sup>首<sup>ノ</sup>科<sup>ヲ</sup>予<sup>ニ</sup>次<sup>ニ</sup>焉<sup>ヲ</sup>、<sup>ニ</sup>凡<sup>レ</sup>所<sup>ニ</sup>三<sup>ノ</sup>應<sup>ニ</sup>對<sup>ニ</sup>者<sup>ヲ</sup>、<sup>ニ</sup>百<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>用<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>二<sup>ヲ</sup>、<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>余<sup>ヲ</sup>自<sup>レ</sup>以<sup>テ</sup>精<sup>力</sup>所<sup>レ</sup>致<sup>ス</sup>、<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>能<sup>テ</sup>棄<sup>レ</sup>損<sup>一</sup>、<sup>ニ</sup>次<sup>ヲ</sup>而<sup>レ</sup>集<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>、<sup>ニ</sup>分<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>四<sup>ノ</sup>卷<sup>ト</sup>、<sup>ニ</sup>因<sup>ニ</sup>命<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>策<sup>林</sup>、<sup>ニ</sup>云<sup>フ</sup>爾<sup>ト</sup>。

とあるように、元来この策は、元和初年に、当時の時勢を勘えつつ、親友元稹と協力して書いたものである。時に白氏三十五歳であった。諷諭詩のうち卷三、四の「新樂府」五十篇はこれより少し後れた元和四年の作であり、「秦中吟」十篇は同五年の作であるので、この「策」は諷諭詩とほぼ同じ政治情勢の中で書かれたものである。

いま「策」と新樂府の内容を比較すれば、

新樂府「塩商婦」、

作<sup>ニ</sup>塩商<sup>ト</sup>十五年、不<sup>レ</sup>属<sup>ニ</sup>州<sup>ノ</sup>県<sup>ト</sup>、属<sup>ニ</sup>天子<sup>ト</sup>、每<sup>レ</sup>年<sup>ニ</sup>塩<sup>ノ</sup>利<sup>ヲ</sup>入<sup>レ</sup>官<sup>ノ</sup>時、少<sup>ク</sup>入<sup>ニ</sup>官<sup>ノ</sup>家<sup>ト</sup>、多<sup>ク</sup>入<sup>レ</sup>私<sup>ト</sup>、官<sup>ノ</sup>家<sup>ノ</sup>利<sup>ヲ</sup>薄<sup>ク</sup>、私<sup>ノ</sup>家<sup>ノ</sup>厚<sup>ク</sup>

策廿三「議塩法之弊論塩商之幸」、

臣又見、自閑以上東上農大賈、易其資上産入為塩商、皆多藏ニ私財ニ別營、裨販、少出官利、唯求  
隸名居、無征一徭、行無權、稅、身則庇ニ於塩籍、尺入ニ於私家、

に於て、兩者、その趣旨は全く同様であり、新樂府が樂府体をとり、大衆にも理解し易く配慮が加えられているのに  
對して、策の方は、事實の直敘に重点が置かれ、より詳細である。

同様の例を更に示せば、

新樂府「採詩官」、

君之堂兮千里遠、君之門兮九重闕、君耳唯聞ニ堂上言、君眼不レ見ニ門前事、

策第七十「納諫」、

天子唯以兩耳ニ聽レ之、兩目ニ視レ之、一心ニ思レ之、則十步之外、不レ能レ聞也、百步之外、不レ能レ見也、殿庭之  
外、不レ能レ知レ之也、況、四海之大、萬一枢之繁者乎、聖王知ニ其然、故、立ニ諫諍之官、

と、後者は、より委曲を尽して述べるのであつて、こういう例は他にも多く、文学的要素に富み、且つ理解し易いと  
いう側面よりも、実内容の直敘を主目的とする「策」の方が為政者としての実務を補うには遙かに有益であることは  
明かであるう。

「策林」と共に、卷四十九、五十の「判」も全篇抄出されているが、これは策よりも一層具体的に社会の実相を反  
映するものであつて、実務に携るならば、これを重視するのはこれ亦当然であるといえる。

また、卷三十一、卷四十四迄の「中書、翰林制誥」「奏状」は、各卷、適宜抄出するに止まるが、全体としてみれば、

その抄出数もかなり多く、この方面にもかなり関心が示され、この種実務にも関係がある人をおわしめる。例えば、勅故某官高芳穎等、昔文王葬<sub>ニ</sub>枯骨之無<sub>レ</sub>知也、但惻隱之心不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>棄也、故天<sub>一</sub>下皆歸<sub>レ</sub>仁焉、況損<sub>レ</sub>驅之魂死<sub>レ</sub>節之骨見<sub>レ</sub>危授<sub>レ</sub>命朕甚憫<sub>レ</sub>之、深州故小將高某等四人皆從<sub>ニ</sub>戰陣<sub>一</sub>連歿<sub>ニ</sub>王事<sub>一</sub>褒贈之敬宜<sub>ニ</sub>其有<sub>レ</sub>加並命<sub>ニ</sub>追榮<sub>一</sub>以光<sub>ニ</sub>地

下<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>依<sub>ニ</sub>前件<sub>一</sub>（卷卅二、中書制誥二、高芳穎等四人各贈刺史制）

をみれば、抄出の意図は自ずから明かであろう。平安、鎌倉、室町時代にかけて『本朝文粹』が文章作製の為に実用に供せられ、その巻二、六、七など、政治的実用文を収める巻が、単独で書写されて現存しているのはこのためであろう。他に例はみないが、管見抄では文集の所要箇所がこれとほぼ同じ目的から抄出されたとみることができよう。

以上、識語にみえる「治政之要」を、一応實際政務に関する文に限ってみてきた。「治政之要」というのみでなく、「補私務」という撰者の言葉には、単に資治の為の金言や、政治上の単なる心構えを求めるよりも、実務家としての必要に基く要求が語感に含まれているように思われる。その意味で、曾てみられない程、この種の文が数多く採上げられたのは、寧ろ当然のことといえる。

但し、「治政之要」に該当するものを文集に更に求めれば、白氏自らその詩の中で最も価値を認めた、政治詩、社会詩の性格をもつ諷諭詩をも逸することはできない。

諷諭詩は文集、巻一〜四に収められ、詩体からみれば、巻一・二は古調詩、三・四は新樂府である。鎌倉時代の選抄本のうち、諷諭詩よりの抄出数を比較すれば（実数）、

（管見抄）

（文集抄）

（要文抄）

（巻一）

4

24

11

(卷二)	18		
(卷三)	6		26
(卷四)	8		8

となる。

卷一・二は五言の古調詩という詩形の関係や、内容的にも白氏自身がいうように「意激而言質」に相応しいという主として二つの理由からであろうか、平安時代以来、一部を除けば広く行なわれることはなかった。処が鎌倉時代になると、東大寺宗性の要文抄のごとく、主として平安朝以来の諷誦・唱導の立場から白詩を抄出するものに於てすら、卷一、二にも相應の関心が注がれているし、まして醍醐寺に於て阿忍が書写した文集抄のごときは、この両巻に最も重点が置かれている点で、平安時代には見られない新しい傾向が示されている。この二本と比較するとき、管見抄の抄出数は、治教の要を抽くという識語があるにしては、必ずしも多いとはいえない。その理由を検討する意味から、先ず如何なる詩が抄出されているかをみよう。

卷一よりの抄出は、数でいえば四首であるが、これは延べた数であつて、実際には「雑興三首」と「慈烏夜啼」の二首である。ただ、文集卷一としては、十八首目に当る「雑興三首」のうち、第一首目は前半五葉を欠いているので、それより前にある十七首のうちからも、当然、何首か抄出されていることが推測されるが、転写本である現存本からは知る由もない。

「雑興」は平安時代に於ても、『小右記』の中に引かれ、藤原実資による道長批判に援用された例がある。その内容は、楚、越、呉の三王の失政を歌い上げた謂わば史詩であつて、政治家白居易の真摯な精神が表明されている。

「慈烏夜啼」は慈烏の孝、呉起の不孝に重点が置かれ、

斯人徒コノヒトモカラ 其心不シカサムタニモ 如レ禽シ、慈烏復慈烏、鳥中之曾參シムナリ

と結ぶ。詩を通して人倫の道が示されている。採られた篇は唯これだけに過ぎないが、それだけに、管見抄の立場は極めて鮮明である。この二首、共に文集抄にも選ばれている。

卷二からは、「秦中吟十首」「贈友五首（ノ内二首）」「和答詩十首（ノ内三首）」「歎魯二首（ノ内一首）」が採られている。「秦中吟」は政治的、社会的問題意識が強烈であり、諷諭性の濃厚に示され作である点、察る新楽府に勝っている。十首全部を採るが、この点、文集抄も同然である。外に、文治四年、仁和寺大聖院に於て、藤原敦経が講じた事を記す本奥書を有する一本が仁和寺に蔵されるが、これ以外伝本は極めて少ない。「秦中吟」は源氏物語にも屢々引かれるが、これは寧ろ異例であり、政治的というよりも、自己の省察的態度がここでは見られる。それとはやや観点を変えて、政治的視点から鎌倉時代には注目されたのであろう。

「贈友五首」は「王佐之才」を有する友に「広其志」ために、社会の実相を詩にして贈ったものである。ここに採られる一首は、農を捨てて、金銀山で利を求めて働く人々の「日富歳貧」の生活を描き、五首中最も切実である。「読史五首」「歎魯二首」は、共に材を歴史に求めたものであり、管見抄では、同種の内容が好んで選ばれている。「和答詩十首」のうち、「和思帰楽」「和大嶺鳥」は卷一「慈烏夜啼」と類似した趣向である。

卷二のうち、管見抄にはないが、「統古詩十首」「青塚」などは平安時代以来好まれたものであり、十首のうち、「掩涙別郷里……」の一首など、殊に多く諸書にも引用され、「窈窕雙鬢女……」の一首は行成の手本が尊経閣文庫に現存する。何れも感傷的要素に富み、文集抄、要文抄は共にこの種のものを探るが、管見抄はこういう内容のもの

を採ることは稀である。

卷三、四新樂府からは、卷三では「七德舞」「二王後」「大行路」「司天台」「捕蝗」が、また、卷四からは「驪宮高」「百練鏡」「紫毫筆」「天可度」「秦吉了」「採詩官」と、新樂府の中では諷諭的意図が正面から述べられるものが多く、失政を諷刺するという、謂わば消極的なものよりも、例えば「七德舞」「二王後」「捕蝗」などのごとく、唐太宗の善政が述べられるという、積極的な内容を含むものが多く採られている。

但し、同時に「上陽白髮人」(卷三)、「李夫人」(「陵園妾」(卷四) など、平安時代以来喜ばれた作が採られているが、これに就ては、卷十二の「長恨歌」などと共に後に一括して考察することにする。

この三篇を除けば、樂府の中で、美辞が多く、また、小説的要素も多く、一般に広く愛好され易い作は殆んど採られず、卷一、二の選出規準に照しても、一貫した態度がここでもみられる。新樂府は周知の通り、平安時代以来、盛行したが、外的裝飾を取除いて、実内容のみをみれば、比較的単純な内容であるに過ぎない。「文集抄」「要文抄」共に一篇をも採らないことは、卷三、四は余りに知られているので、別扱いにされたものとも考えられるが、この時代に於ける文集に対する受容態度からみて、平安時代に比べて、文集に於ける新樂府の比重の相対的低下を示していることも一因として挙げられよう。

以上、「治政之要」に該当する詩文を検討したが、何としても、重点が詩より文に置かれていることは否定できない。白氏は自から諷諭詩に最も高い価値を置いたが、その諷諭に含まれる詩の内容をみれば、才能はありながら不遇に沈む人士を歎ずる一方に於て、昂然たる態度を誇示するような詩(曾ての白氏をも含む)が意外に多く、これは白氏の詩の出発点をも意味する重要な一面であつて、以後の詩作に於ても一つの基調乃至底流となつている。政治的社会

的批判と個人的階層的不満は元来深い内的関連をもち、切離すことは困難である。わが国に於ける文集の流行には無論種々の理由があるが、撰閣政治下に於て、白氏の満たされざる内心の吐露に対する、平安朝文人達の深い共感こそ、白詩盛行を内から支える力となつてゐることは見逃すことができない。律詩の偏重がこれを端的に示している。

これに対し、文集に接し、一定の規準に従つて、これだけの詩文を選択する程度の学問ある者は、新興の鎌倉に於ては稀であつて、曾ての平安朝中下級文人が辿つた運命と同じとはいえない。撰者が奥書に述べてゐる言葉はその意味で、極めて真摯ではあるが、同時に、現実社会を肯定する健康な精神が率直に述べられてゐるといえる。当時の京都のことはいざ知らず、当然のことながら、少くとも鎌倉の学問には爛熟の萌しはみられない。管見抄は、それが何人であれ、幕政にも参劃する有能で真摯な精神の持主によつて撰ばれたものであることは、抄出の詩に照して些も疑う余地はない。

それ故、この撰者にとつては、不遇時代の白氏の内心の表現である、

可憐少壮日、適在窮賤時、丈夫老且病、焉用富貴為、沈沈朱門宅、中有乳臭兒、状貌如婦人、光明膏粱肌、手不把書卷、身不環戎衣、二十襲封爵、門承勲戚資、春來日日出、服御何輕肥、朝從薄徒飲、暮有倡樓期、平封去選酒債、堆金選蛾眉、声色狗馬外、其余一無知（卷一、悲哉行）

にみられる不満や焦躁感に満ちた作品は、平安朝文人に比すれば、それ程切実ではなかつたのであろう。「拙治政之要」に該当する詩文として、諷論の基本的態度としての、

憶昨元和初、忝備諫官位、是時兵革後、生民正憔悴、但傷民病痛、不識時忌諱、遂作秦中吟、一吟悲一事、貴人皆恠怒、閑人亦非賢、天高未及聞、荆棘生滿地（卷一、傷唐衢二首ノ二）

にみられる、下より上に対する批判的態度もその影を淡くし、専ら上にある者、或いは上にある者の意を体して、政治実務上の文章を中心として、抄出が行なわれたごとくみえるのも故なしとしないのである。

(口)採奇物之詞是依可養己志也

始めに、「奇物」が如何なる内容をもつ言葉として使用されているかを検討する必要がある。周知の通り、この言葉はもと『莊子』より出るものであり、その「奇物論」の中に、

天地与我並生而万物与我為一

とみえる。

白居易は早くから莊子の影響をも受け、

早年以三身代一直赴逍遙篇(卷六、贈杓直)

常聞南華經巧勞智憂(下略)(卷七、詠意)

などは、管見抄にも採られている。そして、

強弱剛柔間上遵三周礼訓二旁鑒三老莊言一(卷三十六、遇物感興因示子弟)

にも知られるように、当時の文人達と同じく、老莊に、儒の補足的意義を認めていたのである。

また、「奇物」そのものについても、卷七(間適)の中に、「奇物二首」があり、

青松高百丈、緑蕙低数寸同生二大塊間、長短各有分、長者不可退、短者不可進、若用此理二  
推、窮通向無悶

椿寿八千春、槿花不經宿、中間復何有、冉孤一生竹身三年老、竹色四時緑、雖謝椿有余、



短少シテ多シシヨウシツン 短褐 坐傭書、以此求口食、一飽欣、有餘、貴賤与貧富、高下雖有殊憂、樂与利害、彼此不相餘、是以達人觀、万化同一途、(卷五、効陶潜体詩十六首并序ノ内十五)

などが挙げられ、ここでは「奇物」が白氏によって、より体験的に表現され、理解され易く示され、それが、「達人観万化同一途」によって纏められている。無論、この詩は管見抄にも採られている。これらからみて、「奇物」をここでは、莊子や仏教思想に近く、撰者の内面的生活に資するものという広義の意に解する。

次に、(ロ)の範囲に入るべき詩文としては、先ず巻五ノ八・間適詩が挙げられよう。白氏は、広い意味で、己が思想が盛られているために、これを諷諭詩に次いで重んじているが、管見抄撰者がいう「可養己志」にも最も相応しい内容である。先に表示した通り、各巻抄出数もかなり多い。平安時代に於ては、これも詩体として古調詩に入るためであつてか、一部識者を除けばそれ程盛行してはいない。

尚、間適詩に含まれる詩と内容的に、ほぼ同類のものは、各巻にも散見されるが、特に、巻五十一、五十二、六十三、六十九の格詩、半格詩には内容上この種の詩が多く、選出数も従つて多い。『中右記』に、  
格詩古調詩也、律詩新調詩也

と詩体の上からは間適と同じにみなす意見が平安時代に既に伝えられていたのも意味深いことである。また、

壯日苦會 驚ニ歳一、月一、長年都、不レ惜ニ光陰、為レ学空門平等法、先齊ニ老一少死生心、(巻十五、歳暮道情二首ノ内一)

の「齊老少死生心」などに示される思想をも広く「奇物」の内に含み得るとすれば、文集に極めて数多く収められている仏教思想もこの類に入れて然るべきであらう。とすれば、この「奇物之詞」こそ、管見抄の中で最も重要な部分

を占めることになる。識語にある「可休世上愁」に相応しいものも、内容からすれば、主としてこの類の詩にこそ認められるのである。

次にこの類の詩篇の内容について略述する。

先ず巻五と八の間適詩である。各巻の作詩を年令の上からみれば、巻五は三十代初から四十代初まで。巻六は、四十代初から元和十年四十四歳で江州刺史に貶せられるまで。巻七は、それに続いて四十七歳、忠州刺史に任ぜられる年まで。巻八は、長慶二年と宝曆元年、五十一歳より五十四歳までの作が含まれる。謂わば壮年期の最も活動的な時期に於ける白居易の内面生活が鮮かに描き出されている。

但し諷諭詩にみえるような政治、社会に対する批判的言辭や同類の感慨は表面からは消え、殆んどが自己と世俗―地位、職務など―との関係、つまり官人としての生の処し方に終始している。それは決して坦々とした途ではなく、沈静を求めての内的たたかひの過程の描写に終始している。一体この問題を白居易ほど永年に亘って執拗に繰返し追求して、これを多くの詩に表現した文人は稀であろう。そして、この問題は単に間適詩や、格詩に止まるものではなく、感傷、律詩にも及び、白詩の根底をなす問題であった。但し、律詩の場合は、ややもすれば、日々の断片に偏し、感傷には悲哀がやや過多であるのに反し、この自からの根本問題を、時に概念的になることもあるが、一層深く取上げているのが間適詩である。管見抄の撰者が、官に在る身としてこの間適詩に接すれば、或いは己が志を養うべしと云い、或は世上の愁を休ましむべしと、これに同感し、共鳴の意を表するのも極く自然のことといえよう。

既に述べたごとく、これは平安朝の官人にとつても同様であった。ただ彼等は同時に文人であり、作詩の立場から白詩をみるのが先行するために、詩形の上から、自ずから律詩に重点が置かれ、間適詩には一定の距離が存した。

管見抄の撰者のごとく、作詩という立場をそれ程重視しないで、主として実内容中心に白詩をみようとすることになれば、識語にもみえる、「為春花事抄出之、為秋実事不抄之」という批判的言辭も発せられるのである。平安時代と鎌倉時代、それも特に鎌倉とでは、漢詩文集を受容れる環境は大きく変つていたのである。

次に間適詩のうち、管見抄に採られている詩をみると、巻五には三十歳の半ば過ぎより四十歳の前半頃までの作が収められ、

今レ我レ猶未レ悟レ往レ不レ適レ意レ胡レ為レ方寸間不貯レ浩レ然レ貧レ賤レ非レ不レ惡レ道レ在レ何足レ避レ富レ貴レ非レ不レ愛レ時來レ當レ自レ致レ所レ以レ達レ人心レ外物不レ能レ累レ累レ感レ時レ

と、或は揺れ動く心（この年有名な王任・王叔文事件起る）が率直に表現される作が採られ、或はまた、翰林学士として、非老亦非少、年過ニ三一紀余、非賤亦非貴、朝登ニ一一命初、才少、分易レ足、心寬、體長、舒、充、腸、皆美、食、容、膝即安、居、況此松、下、一琴數、映、書、不、求、甚、解、琴聊以自娛、夜直、入君門、晚、歸、臥、吾、廬、形骸委順、動方寸付、空虛、持此將、過、日自然多晏、如昏々、復默々、非智亦非愚（松齊自題）と、やや得意の氣持を極力抑えようとする作を選ぶなど、様々ではあるが、しかし、選ばれたどの一首をとつてみても、例えば、

尺日方寸中、澹然無所欲、何須ニ広一居処、不レ用多積蓄（秋居書懷）  
無憂樂、性場寡、欲清ニ心源一（養拙）  
心有ニ千載憂一、身無ニ一日閑一、何時解ニ塵網一、此地來掩、閑（秋山）

にみられるように、迷いつつも、安静を求めようとする内心の動きが生々と伝わるかに、感ぜられる。そしてこの巻

の抄出では最後の作が「効陶潜体十六首」である。翰林学士を辞し、後援者をも失って、失意の中に閑居している時の作である。その序に「詠陶淵明詩適与レ意会」とあるが、陶潜の境地には遙かに遠く、

神<sup>ニ</sup>仙<sup>ト</sup>但<sup>ク</sup>聞<sup>ク</sup>説<sup>ス</sup>、  
 靈<sup>ノ</sup>菓<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>求<sup>ム</sup>、  
 長<sup>シ</sup>生<sup>シ</sup>無<sup>ク</sup>得<sup>ズ</sup>者<sup>ヲ</sup>、  
 攀<sup>リ</sup>世<sup>ノ</sup>如<sup>ク</sup>蟬<sup>ノ</sup>蛸<sup>ノ</sup>逝<sup>リ</sup>者<sup>ヲ</sup>、  
 不<sup>レ</sup>重<sup>ク</sup>廻<sup>リ</sup>存<sup>ス</sup>者<sup>ヲ</sup>、  
 難<sup>ク</sup>久<sup>ク</sup>留<sup>リ</sup>、  
 蜘蛛<sup>ト</sup>未<sup>レ</sup>死<sup>ス</sup>、  
 間<sup>ニ</sup>、  
 何<sup>ノ</sup>苦<sup>ヲ</sup>懷<sup>キ</sup>、  
 百<sup>ノ</sup>憂<sup>ヲ</sup>念<sup>フ</sup>、  
 此<sup>ノ</sup>忽<sup>ニ</sup>内<sup>ニ</sup>熱<sup>シ</sup>坐<sup>シ</sup>、  
 看<sup>テ</sup>成<sup>ル</sup>白<sup>ク</sup>頭<sup>ト</sup>。

と、それは決して悟り澄した境地ではない。しかし同時に、それは読む人の心を惹く切実感を蔵していたのである。

卷六は年代からすれば卷五の作に続く。ここに採られている作も特に大きな変化はみられず、「隠几」「間居」「適意二首」「帰田三首」「詠慵」「遊悟真寺詩」「昭国間居」「贈杓直」など、その何れをみても、生の苦闘の過程が克明に述べられていて、

外<sup>カヒ</sup>順<sup>ニ</sup>世<sup>ノ</sup>間<sup>ノ</sup>法<sup>ヲ</sup>、  
 内<sup>ノ</sup>脱<sup>ス</sup>区<sup>ヲ</sup>、  
 中<sup>ノ</sup>縁<sup>ヲ</sup>進<sup>ム</sup>、  
 不<sup>レ</sup>厭<sup>ム</sup>朝<sup>ヲ</sup>、  
 市<sup>ノ</sup>退<sup>ス</sup>、  
 不<sup>レ</sup>恋<sup>ム</sup>二<sup>人</sup>一<sup>ノ</sup>寰<sup>ヲ</sup>、  
 吾<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>心<sup>ヲ</sup>、  
 来<sup>リ</sup>投<sup>ス</sup>、  
 足<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>安<sup>ク</sup>、  
 (贈杓直)

などのごとく、官に在る者の心を惹くものが多い。

卷七は元和十一〜十三年の作であり、この間廬山に草堂が営まれたので、自然そこで作が多い。管見抄はこの巻から比較的多く選んでいる。

富<sup>貴</sup>亦<sup>ハ</sup>有<sup>ル</sup>レ<sup>シ</sup>苦<sup>シ</sup>、  
 苦<sup>シ</sup>在<sup>ル</sup>心<sup>ニ</sup>危<sup>シ</sup>憂<sup>ハ</sup>、  
 貧<sup>シ</sup>賤<sup>亦</sup>有<sup>ル</sup>レ<sup>シ</sup>樂<sup>シ</sup>、  
 樂<sup>シ</sup>在<sup>ル</sup>身<sup>ニ</sup>自<sup>ラ</sup>由<sup>ナリ</sup>、  
 (詠意)

始<sup>メ</sup>悟<sup>リ</sup>ニ<sup>身</sup>向<sup>フ</sup>、  
 老<sup>シ</sup>復<sup>シ</sup>悲<sup>シ</sup>世<sup>ノ</sup>多<sup>ク</sup>難<sup>シ</sup>、  
 廻<sup>リ</sup>顧<sup>リ</sup>趨<sup>リ</sup>時<sup>ノ</sup>者<sup>ヲ</sup>、  
 役<sup>ニ</sup>々<sup>々</sup>塵<sup>ノ</sup>埃<sup>ノ</sup>間<sup>ニ</sup>、  
 歳<sup>ノ</sup>暮<sup>ニ</sup>意<sup>ハ</sup>何<sup>レ</sup>得<sup>ズ</sup>、  
 不<sup>レ</sup>如<sup>ク</sup>且<sup>ク</sup>安<sup>ク</sup>、  
 閑

(閑閑)

憂<sup>ハ</sup>人<sup>ノ</sup>厭<sup>ム</sup>二<sup>年</sup>一<sup>ノ</sup>賒<sup>ヲ</sup>、  
 無<sup>ク</sup>憂<sup>ム</sup>無<sup>ク</sup>樂<sup>ム</sup>者<sup>ヲ</sup>、  
 長<sup>シ</sup>短<sup>シ</sup>任<sup>ス</sup>二<sup>生</sup>一<sup>ノ</sup>涯<sup>ヲ</sup>、  
 (食後)

の例にみえるごとく、次第に間適詩らしい作が多くなって、選択を容易にしている。そして、

何物<sup>イカサカニシテ</sup>壯<sup>ル</sup>、不<sup>レ</sup>老<sup>セ</sup>、何時<sup>カ</sup>窮<sup>シテ</sup>、不<sup>レ</sup>通<sup>セ</sup>、如<sup>ハ</sup>波<sup>ノ</sup>音<sup>ト</sup>与<sup>レ</sup>律<sup>ト</sup>、宛<sup>ト</sup>軼<sup>クテ</sup>旋<sup>ル</sup>、為<sup>レ</sup>官<sup>ト</sup>我<sup>カ</sup>命<sup>リ</sup>独<sup>リ</sup>何<sup>レ</sup>薄<sup>キ</sup>、多<sup>ク</sup>悴<sup>シ</sup>而<sup>シ</sup>少<sup>シ</sup>豊<sup>ハ</sup>、当<sup>テ</sup>先<sup>サカムナル</sup>衰<sup>レハズテ</sup>、  
暫<sup>ヤスク</sup>泰<sup>シテ</sup>、還<sup>ル</sup>長<sup>ク</sup>窮<sup>ナ</sup>、我<sup>ガ</sup>無<sup>キ</sup>奈<sup>キ</sup>命<sup>ト</sup>何<sup>ト</sup>、委<sup>カ</sup>順<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>待<sup>ツ</sup>終<sup>ヲ</sup>、命<sup>ヲ</sup>無<sup>キ</sup>奈<sup>キ</sup>我<sup>ガ</sup>何<sup>ト</sup>、方<sup>ハ</sup>寸<sup>ノ</sup>如<sup>ク</sup>虚<sup>ク</sup>、胸<sup>ヲ</sup>然<sup>シ</sup>与<sup>レ</sup>時<sup>ト</sup>俱<sup>ト</sup>、混<sup>ル</sup>然<sup>シ</sup>与<sup>レ</sup>俗<sup>ト</sup>同<sup>シ</sup>、  
誰<sup>カ</sup>能<sup>ク</sup>坐<sup>ニ</sup>自<sup>ニ</sup>苦<sup>シ</sup>、齟<sup>ク</sup>齟<sup>ク</sup>於<sup>レ</sup>其<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>、(達<sup>リ</sup>理<sup>二</sup>首<sup>一</sup>ノ一)

などは、この巻の作詩の傾向を最も端的に示しているといえよう。

巻八には長慶二年〜宝曆元年、五十一歳より五十四歳までの作が収められている。管見抄に選ばれているのは八首と、間適のうち最も少ないが、

人生<sup>レ</sup>百<sup>ノ</sup>年<sup>ノ</sup>内<sup>ノ</sup>疾<sup>ノ</sup>速<sup>ト</sup>、如<sup>シ</sup>過<sup>ク</sup>客<sup>ノ</sup>先<sup>ニ</sup>務<sup>ム</sup>身<sup>ヲ</sup>安<sup>ク</sup>閑<sup>ニ</sup>次<sup>ニ</sup>要<sup>ム</sup>心<sup>ヲ</sup>歛<sup>ム</sup>適<sup>ニ</sup>事<sup>ヲ</sup>有<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup>而<sup>シ</sup>失<sup>フ</sup>、物<sup>ヲ</sup>有<sup>レ</sup>損<sup>ム</sup>而<sup>シ</sup>益<sup>ム</sup>(詠懐)

など、人生の省察は更に深みを増してゆく。

以上、間適詩四巻を通じてみれば、年令、閱歴の経過と共に、次第に内的深まりがみられ、同じく官にある者としての管見抄撰者にとつても、深い関心が寄せられていることが明に示されている。

次に、同じく「齊物之詞」に該当する格詩の収められている巻をみる。

巻五十一は宝曆元年〜太和元年まで、五十四歳より五十六歳までの作を主とし、六十一歳までの分も若干収められている。文集巻五十一後序に、

爾<sup>レ</sup>來<sup>ニ</sup>、復<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>格<sup>ノ</sup>詩<sup>ノ</sup>律<sup>ノ</sup>詩<sup>ノ</sup>碑<sup>ノ</sup>誌<sup>ノ</sup>序<sup>ノ</sup>記<sup>ノ</sup>表<sup>ノ</sup>贊<sup>ニ</sup>、以<sup>テ</sup>類<sup>ノ</sup>相<sup>ノ</sup>附<sup>合</sup>為<sup>ニ</sup>卷<sup>ノ</sup>軸<sup>一</sup>

と記されているように、以後は長慶集に続く巻であり、詩の分類は行われていないが、長慶集五十巻に於て間適に収められた詩に類する作が、多くこの格詩の中にみられる。管見抄もこの巻から採る作はかなり多い。

朝亦随群動、暮亦随群動、榮華瞬息間、求得将何用、形骸與冠盖、仮合相戲弄、何異着睡人、不知夢見夢(自

三十四十五欲牽、七十八十百疾纏、五十六十却不悪、恬淡清淨心安然、已過愛貪声利後、猶在病羸昏耆前（耳順吟寄敦詩夢得）

などは、この巻の傾向を示し、流石に時の経過を感じさせる。

卷五十二は五十七歳より六十一歳までの作が収められている。白居易は、五十七歳の時刑部侍郎に叙せられている。

儒教重礼法、道家養神氣、重礼足滋彰、養神多避忌、不如学禪定、中有甚深味、曠廓了如空、澄凝勝於睡、屏除点之念、銷尽悠悠思、春無傷春心、秋無悲秋淚、坐成真諦業、如受空王賜、既得脫塵勞、兼応離慙媿（和知非）

大隱住朝市、小隱入丘樊、々々太冷落、朝市太畧誼、不如作中隱（中隱）

人生処一世其道難兩全、賤即苦凍餓貴即多憂患、唯此中隱之士致身吉思且安、窮通与豊約正在四者間（同）

などは、この巻の傾向を示すが、ここに始めて「中隱」という言葉が使われているのは注目すべきであり、永年に亘る、白氏なりの求道の帰結の一端がここに示されたといえよう。管見抄々出分も特にその数は多い。

卷六十三は白氏、六十四歳より六十六歳までの作が収められている。

生若不足恋、老亦何足悲、生若苟可悲、老即生多時、不老即可夭、不夭即須衰、晚衰勝早夭、此理決不疑、古人亦有言、浮生七十稀、我今欠六歳、多幸或庶幾、儻得及此限、何羨榮啓期、当喜不当嘆（覽鏡喜老）

などに示される白氏の心境は、管見抄にも数多く抄出されている。

もう一卷、卷六十九は半格詩と名付けられ、白氏、六十六歳より七十一歳までの、最晩年の作が収められている。

管見抄はこの巻から採るもの三十九首の多きを数え、深い共感の程が知られる。この巻には、流石に人生と自然とが一体化して、清澄にして沈静の境地が歌われている作が多い。

曩々過水橋、微々入林路、幽境深誰知、老身閑獨去、行々何所愛、遇物自成趣、平滑青盤石、低密綠陰樹、石

上一素琴、樹下雙草屨、此是榮先生、坐禪三樂処（池上幽境）

は、やがて、

死生無可無不可、達哉々々白樂天（達哉樂天行）

にも連なるのである。

以上、間適詩及び格詩は白居易の壮年期より晩年に至る内面生活の展開の跡が鮮かに描かれ、しかも終始官人としての立場を離れることはない。平安時代以来、これらの巻々がこれ程注目されたことは極めて稀といえよう。管見抄と共に、同じく鎌倉時代の撰抄本である宗性の『白氏文集要文抄』に於ても、これらの巻から劣らずに数多く抄出されていることは、一方が鎌倉、他方が南都の貴族文化圏と、両者が諸種の条件を異にしながらも、同じ時代に生きる者として、実質内容に基く抄出という点で共通しているためといえようか。

「齊物之詞」に該当する詩を、間適詩に限定し、白氏自身の見解に照して、狭義に解すれば、以上になろうが、先にも述べたごとく、元来この「齊物」という言葉そのものが、詩の選択規準としてはそれ程明確な内容を有するものではないので、更に詩体を離れて、内容を中心にして、白詩のうち最も数が多い律詩をも検討すれば、間適に準ずるような詩も決して尠くはない。管見抄の抄出に当っては、律詩に対し、作詩的観点や、鑑賞的立場を第一にして接しているとは思われないので、律詩という詩体の分類を取外して、「齊物」に近い内容の詩を選び採上げる操作は認め

られるであらう。

平安朝の文人達がこの律詩を文集中、最も尊重したことは曾て論じたことがあるが、日常生活のうちに点綴される片々たる内的波動をも歌い上げて、生涯を通じて飽くことを知らず、謂わば白氏の日記的役割を担っているといえる律詩は、従つてその数も頗る多く、白氏を全的に知るには正に宝庫とも云い得べき性格をもっている。その連作にも比すべき龐大な量の律詩は、同趣旨の事柄も時を異にすれば幾度となく繰返し作られているという性質をもち、作の優劣、軽重は遽につけ難い形で連なり、実内容を重んずる撰者にとつてもその選択は決して容易でなかつたに違いない。従つてその数も極めて多数にならざるを得なかつた。その中には、半ば伸びやかな姿に於て、思想家、詩人としての白居易のすべてが渾然として含まれているし、しかも、外からみた官人像は殆んど見当らないにも拘らず、このような龐大な律詩を作らしめた根底には官人白居易の生の苦悩と悲哀とが内蔵されていたのである。

管見抄に採られた律詩に感傷詩をも加えて、内容的に間適に近い作を求めれば、相当の分量になる。いま、各巻毎に代表的なものを若干挙げれば、

松樹千年終是朽、ツキニキス 槿花一日自為榮、ナギサニキス 何須二恋レ世常憂、ナニニコヒニセニトシニオウ 死、亦莫二嫌レ身漫、シニモクニキアラセニミナシカハツクニトシニオウ 厭レ生々去死來都是幻、ヲクニシニシニキリニルテマホコシナリケン 哀樂擊二何情一ハカレナノニカ (卷十五、放言五首ノ五・四十四歳)

喜入二山林一初息、ヨラフクニニニシノリニハツメテヤスルコトニオウ 影、厭越二朝市一久勞、カゲヲラクニニチノシニクニタラシクニオウ 生、早年薄一霞志、ナマシニハコ、ニリニシニクニシラフクニシ 近二日深語、チカニヒニシコトニシ 世俗情、ニヤクニオウ 已許二虎一溪雲裏臥、ニヤクニオウ 不爭三龍一尾道前行、マカシニオウ 從レ妓耳界応二清静一、マカシニオウ 免レ有二秋一、マカシニオウ 毀蒼声、マカシニオウ (卷十六、香鑪峯下新天山居草堂五首ノ二・四十六歳)

多レ知、オホクニシ 非景福、ヒシキニコト 少レ語、オホクニコト 是元享、コトニカフ 晦、カクシ 即全二身藥一、スベクニシニヤクニオウ 明為二伐レ性兵一、アカリクニオウ 昏々、トシナヒニ 随二世一俗、マカシニオウ 蠢々、トシニシテマラフクニシ 学黎一、マカシニオウ 鳥以能、トシニシテマラフクニシ

言モノイフ 緜ヲナカレ 龜縁ヲカケ 入レ 夢ユメ 烹ユ 知ル 之ノ 一ヒト 何ナニ 晚トシ 猶モト 足ヲ 保ツ 余ノ 生シ (卷十七、江州赴忠州至江陵以來途中示舍弟五十韻ノ内・四十八歳)

官ツカサ 途ヲ 堪ヘ 笑ハシ 不レ 勞シ 悲シ 昨ノ 日ノ 榮ハ 華ハ 今ノ 日ノ 衰フ 転ツ 似シ 秋ノ 蓬ノ 無シ 定ム 処ヲ 長ク 於テ 春ノ 夢ヲ 幾ク 多ク 時ヲ 半ク 頭ヲ 白ク 髮ヲ 慙ム 蕭々 相ニ 滿ル 面ヲ 紅ク 塵ヲ 問フ 遠シ 師ニ 応ジ 是レ 世ノ 間ノ 縁ヲ 未レ 尽ス 欲シ 抛テ 官ヲ 尚ク 遲ク 疑フ (卷十九、蕭相公宅遇自遠禪師有感而贈・五十一歳)

人間ニ 事ニ 且ニ 休ム 澹々 然ル 方寸 内ニ 唯ニ 擬ス 学ニ 虚舟 (卷二十、秋寒・同)

此日ノ 尽ク 知ル 前ノ 境ヲ 妄ニ 多ク 生テ 曾レ 被レ 外ノ 塵ヲ 侵ム 自レ 嫌ム 習性 猶モ 殘ク 処ニ 愛シ 詠シ 閑シ 詩ヲ 好シ 聽ク 琴ヲ (卷二十三、味道・五十四歳)

忘ル 榮ヲ 知ル 足ク 委テ 天和ヲ 亦レ 応ジ 得ル 尽ク 生ミ 理ヲ (卷六十二、吟四雖・六十三歳)

人間ノ 榮耀 因縁 淺シ、林下ノ 幽閑ノ 氣味ヲ 深ク、煩慮ヲ 漸ク 慮シ 銷ス 虚白 長ク、一年ノ 心勝ニ 一年ノ 心 (卷六十六、老來生計・六十五歳) などがあり、こういう例を順次並べてみてゆけば、ここにも、閒適詩、格詩に於てみたように、年代による内的展開の跡を辿ることが出来るのである。特に前者の場合と同じく、ここでも撰者により、老年に近い律詩にかなりの比重が置かれているごとくみえるのが注目される。

「齊物之詞」の項の最後に、文にも眼を向ければ、管見抄として数多く採り上げているのが、仏教に関する一連の文である。「三教論衡」(卷五十九)、「繡西方幘讚并序」(卷六十一)、「画西方幘記」(卷七十)、「画弥勒上生幘記」(同)、「六讚偈并序」(同)などがそれであつて、閒適や律詩の中にみられる仏教的思想を含む詩の選択と併せれば、その数はかなり多く、撰者が白氏の仏教に対しても並々ならぬ関心を寄せていたことは疑う余地はないであらう。

以上、管見抄の撰者が述べた「齊物之詞」という規準を、文集の内容に則して、やや拡げて考え、それに該当すると思われる詩文を検討してみた。それは閒適、律詩から文にまで及び、その数は頗る厯大なものとなつた。管見抄は

始めから、文集全巻を凡て書写することを企図したのではなく、その選択眼に従つて抄出されたものである。とすれば、この選択は、撰者の文集に対する自覺的受容の具体的現れであり、その中に、白氏の内的活動を辿るに足る詩文が、曾てみない程数多く選び採られたということは、この撰者が白居易に深く傾倒していたことを知ることができるのである。

(ハ)拾風月之章是依可悅我目也

既に引いた「醉吟先生墓誌銘」の一節、

旁以山水風月歌詩琴酒樂其志

などは撰者がいう「風月之章」に類似する一面もあろうが、白氏が「其志」というように、いわば融通無礙の幅広さがあるのに対し、ここでは「我目」という所からみて、この方がやや狭義であるかに思われる。前述のごとく、平岡氏は「感傷」をこれに充当されるが、前項に於て論じたごとく、単に白氏の分類のみに従う必要はなく、「感傷」の中では「長恨歌」「琵琶行」を始めとする同類のもの、また、先に保留した新樂府中の「上陽白髮人」「李夫人」「陵園妾」など同質の内容を含む作などもこれに該当するであろう。

若し白氏の「感傷」にそのまま従えば、平安時代以来よく知られている、

人生シテ一百歳、通計スレハ三万日、何ニ況百歳ノ人、ヒト一人百無ハ一ヒトリモ（卷十、対酒）

を始め、不二門を説く「不二門」（卷十一）、「万劫煩惱根……」といい、逍遙人を説く「逍遙詠」（卷十一）や、これに類する一連の作は寧ろ前項「齊物之詞」の中に入れた方が適當である。

律詩の中でも前項(ロ)に入れて然るべき作の外に、「春村」（卷十三）、「浦中夜泊」（卷十五）、「題岳陽樓」（卷十七）、

「感桜桃花」(卷十八)、「聞夜砧」(卷十九)、「暮江吟」(同)、「秋房夜」(同)、「夜泊旅望」(卷二十)、「秋寒」(同)、「興」(同)、「履道新居」(卷五十三)、「南園」(卷五十六)、「首夏」(卷六十二)、「香山寺二絶」(卷六十四)などは、自然の描写にも優れていて、何れも目を樂しますに足る作として、この項に入れるのが適當と思われる。概していえば、卷九感傷一、卷十二感傷四、卷十八・一九・二十・五十四の律詩には「風月之章」の該當作が多い。

屢々触れた通り、白氏文集は平安時代以来盛行を極めたが、管見抄撰者のいう「風月之章」といい「可樂我目」に當る詩は、平安時代以来の文集愛好に於けるかなり大きな比重を占める部分でもあつた。その好みの傾向の最も端的な表現を、我々は和漢朗詠集所引の白詩にみる事ができる。

朗詠集に引かれる中国人による詩としては無論白詩が最も多い。いうまでもなく、管見抄のごとく一篇の詩全部を採る場合と、朗詠集の場合のごとく、断章取意するのでは重点の置き方が異なつてはいるが、両者所収による詩の重複を調べるにより、管見抄のこの項にみられる傾向の一端は明かにならう。

先ず兩者を数の上で比較すれば、朗詠集上卷、春・白詩引用句二十三の内、管見抄がその句を含む原詩を採るもの十七、夏・十三句の内四、秋・二十六句のうち十、冬・九句のうち二。下卷所引白詩よりの句中、いま「風月之章」に相応しい句三十四句を取出せば、そのうち管見抄で採るもの十五という結果になる。これからすれば、春の部に於ては、朗詠集と管見抄とで重複する句は多いが、夏、秋、冬については、必ずしも多いとはいえない。この数字は、少くとも、管見抄が白詩抄出に當つて、朗詠の趣向に大きく制約を受けていないことは証するに足りよう。

ついでに参考のため、朗詠集、及びこれより早く、性質を同じくし、しかも白詩の引用は更に多い『千載佳句』、それに白詩より影響を受けることの大きく、且つこれを引くことも多い『源氏物語』、更に宗性による管見抄と同じ

選抄本である『白氏文集要文抄』の巻次別、白詩引用数を表示すれば次の通りである（管見抄については既に二十九～三十頁にあり。四本とも引用なき巻は省く）。

	(巻次)	(源)	(朗)	(千)	(要)	(巻次)	(源)	(朗)	(千)	(要)	(巻次)	(源)	(朗)	(千)	(要)	(巻次)	(源)	(朗)	(千)	(要)
一	1	0	0	14	14	一三	3	8	20	20	五二	0	1	1	13	六二	2	0	0	0
二	4	4	0	8	8	一四	3	7	17	14	五三	1	4	24	11	六四	1	7	26	0
三	4	4	2	0	0	一五	0	9	17	17	五四	0	3	18	15	六五	0	2	14	0
四	5	4	0	0	0	一六	3	12	26	22	五五	0	3	13	14	六六	0	7	23	0
五	0	0	0	7	7	一七	2	8	25	19	五六	0	6	18	17	六七	0	5	16	0
六	0	0	0	14	14	一八	1	6	9	21	五七	0	8	23	16	六八	0	4	18	0
九	0	0	0	16	16	一九	1	4	16	23	五八	1	5	22	16	六九	1	1	11	0
一〇	1	0	0	20	20	二〇	0	4	19	20	五九	0	0	0	1	七〇	0	1	0	0
一一	0	0	0	16	16	二六	1	0	0	0	六〇	0	0	0	1					
一二	5	7	2	7	7	五一	1	3	0	15	六一	0	2	0	0					

朗詠集は作品の形式でいえば、文・三篇、楽府体・八、五言絶句・五を除けば、他は総て七言詩であり、佳句は、律、絶句の違いはあるにせよ、すべて七言であることが注目される。従って、朗詠、佳句ともに、巻一、二（五言古調詩）、巻五と十一（五言間適、感傷）、巻六二と六三（五言中心）からは一首も採られていない。源氏物語も同じ傾向を有するが、それでも、巻一、二（秦中吟）及び巻六十二から引用する個所がある。これに対して、管見抄及び要文抄は

こういう文集に対する従来の基本的接し方とは別に、実内容のみに重点を置くためか、五言、七言或は間適、律、格詩という形式に拘りなく、従つて、巻によつて特に差別がつけられていない。それ故、管見抄では、朗詠集や千載佳句で一首も採らない巻の五言詩の中からでも、例えば、

夜初ハツシテ 色蒼然タリ、夜深フクテ 光皓リツ然タリ、稍転シテ西シ廊ノ下ニ、漸滿チリ南窗ノ前ニ、況是キハ緑キ蕪ノ地ノ、復茲キハ清露ノ天ノ、落チ葉ノ声ノ策ノ々ノ、驚ヒ鳥ノ影ノ翩ノ々ノ、栖ル禽ノ尚ノ不レ穩ニ、愁人安イハクシクンシキ、可レ眠ル（巻九、秋月）

などのような作が採上げられている。風月の詩に対し、特にこれ迄と異なる選択眼をもっているというのではなく、詩体を区別せず、内容本位に作品に対する接し方が、結果的には、これまでと相違が生じたというべきであろう。

以上、管見抄が白詩抄出に当つての三つの規準を、抄出詩文と照合しつつ検討してきた。

白居易の文人としての活動はしばらく措くことにするが、政治家としても刑部尚書にまで昇進し、その間、政治的活動の実績を示す多くの文を作り、一方、早くから老、荘、仏にも深い関心を示し、特に仏教への精進は生涯を通して続き、身の安静を計る求道の態度はわが文人をも共鳴させずには措かなかつた。

この政治、思想、詩の三分野のうち、わが国文人への影響力の強弱という見地からいえば、詩が圧倒的に強いことは云うまでもないが、この場合、思想といつても、その多くは詩の形で表現されているので、実は、詩形を無視して純粹に思想を取上げることは必ずしも當を得た措置とはいえない。これは政治的側面についても決して例外ではない。平安朝以後、鎌倉時代を経て五山文学が興るまで、わが文人は韓柳二氏をその代表とする古文という新しい文章への開眼の機はなく、中国では既に科挙に対する模範文とされる白氏の政治的実用の文章も、文集のあれ程の盛行にも拘らず、殆んど注目されずに終つた。

つまり文章道を中心として形成された平安以後の中国文化受容の実態が、白氏文集受容に際しても、極めて限定された形で行われ、従って特殊な白氏像を形成せしめることになったといえよう。

こういう白氏像に対して、管見抄撰者による識語は明かにこれを批判するものであって、先ず第一に「治政之要」を文集にみようとして、それに相応しい多数の詩文を抄出する事からして、従来の文集受容の態度からすれば、稀有のことと云うべきであり、又、作詩が實際的に衰退している環境にあるとはいえ、詩に含まれる思想内容を中心にして、これ重視することも新しい傾向によるものである。この撰者が幕政に参与している者とすれば、實際政治を重んずるといふこの新興の地に於ける社会一般の傾向と、中国の学問に対する文学の偏重、宮廷サロンの雰囲気の未だ形成されざることが、鎌倉に於ける一個の教養ある人士として、何等成心なく、白氏文集の全領域に亘って、白氏の目指したその本来の姿そのものに接することを可能にしたものと思われる。それは結果的にみれば、菅原道真や都良香などを最後として、以後見失われた、文集に対する儒者の本来の立場を認めた上での愛好にはしなくも近づかせることとなったのである。

撰者が識語に於て、この抄本により「以可助身上病」と云い、「以可休世上愁」とその功德を讃じ、「此抄其徳惟多」とその価値を認めたのもむべなるかなと思われる。

注

(1)一の注(1)に同じ。

(2)(4)拙稿「白氏諷諭詩考」(『芸文研究』二十七号)参照。

(3)尚、卷三十一と五十までのうち、金沢文庫旧蔵本のうち現存する巻は、卷三十一、三十八、三十九、四十一、四十七(以上、

大東急記念文庫蔵)。卷三十三(天理図書館蔵)。卷三十五、四十九(田中穰氏蔵)。卷四十(保坂潤治氏旧蔵)である。

(5)これを卷一〜四(諷諭詩)についてみれば、

(卷一)「誦張籍古樂府」「哭孔叢」「亂駿」「磨琴」「雲居寺孤桐」「哭劉敦質」「折劍頭」「感鶴」「高僕射」「白牡丹」「寄唐生」

「傷唐衢二首」「問友」「悲哉行」「送王処士」「薛中丞」

(卷二)「続古詩十首」「傷友(琴中吟ノ内)」「寓意詩五首」「答桐花」「有木詩八首」

(卷四)「澗底松」

などと、その数は尠くはない。

### 三

最後に、以上の内容的考察をふまえて、管見抄の抄出者についても触れておきたい。これまで、この抄出者が何人であるか、言及されることはなかったが、最近阿部隆一氏は、北条実時を撰者に擬せられた。実時は周知の通り、永く鎌倉幕府の要路に当り、しかも金沢文庫の創立者としても知られ、明経系、明法系典籍を中心にした修学の実績があり、武家にあつては稀にみる学問愛好者である。氏の所説の要点は、

しかしこの跋文から推定し得ることは、その人とは鎌倉時代康元・正元之間(一二五六—一二五九年)に政府の要路に在職し、直講清原真人、即ち鎌倉幕府に招かれて引付衆に列し、鎌倉文教の振興に力を尽した鎌倉時代随一の碩儒たる清原教隆に傾倒して学んだ人である。私はこの時代にこの条件に叶う人は、金沢文庫の創立者たる北条実時をおいて他に擬するを得ないと信ずる。(「北条実時の修学の精神」金沢文庫研究十四ノ六)

にみられ、主として実時の思想、その修学典籍の奥書類から推定を下された。但し、氏は管見抄に抄出された白詩の内容そのものには全く触れておられないので、これまで述べたこの面の考察をも加味して若干異見を述べる。

(イ) 管見抄識語について

関靖氏の『金沢文庫の研究』によれば、金沢文庫旧蔵本の旧鈔本中、北条実時直筆の識語を有するものは「春秋経伝集解」(宮内庁書陵部蔵)「群書治要」(同)「類聚三代格」(東山御文庫蔵)「統本朝文粹」(内閣文庫蔵)「斉民要術」(蓬左文庫蔵)「名語記」(保坂潤治氏旧蔵)の六部があり、直筆ではないが実時の識語を有するものには「律」「令義解」「令集解」(内閣文庫蔵)「施氏尉繚子解義」(内野晋氏旧蔵・天理図書館蔵)「源氏物語」(蓬左文庫蔵)<sup>(1)</sup>があると思われる。これらの奥書を通観すると、その拠った原本、或いは移点に使用した本を明記することと、記述の文が何れも簡潔で、必要以上のことは一言も書加えられていないことの二点で共通している。

こういう、実時筆の確実な例に照すとき、管見抄の識語は既に引いたごとく、他の何れに比してもかなり長文であり、文集に対して、自己の内心が吐露されている点で著しく異例である。既に述べたごとく、管見抄の拠る文集は旧鈔本ではあるが、一部には宋刊本も取合せられていて、単純にある完本一種のみを書写したものではない。若し実時が撰者であるとすれば、従来の例からみて、当然、所有者名を始め、その間の書写事情についても書き加えたに違いない。前記識語類に共通する二点が、管見抄では共に著しく相違するとすれば、これが実時によるとすることには疑問を挟む余地が充分存する。成程、前記の写本と管見抄とは、詩文の抄出という作業である関係上、これに接する態度に若干の相違も認められようが、テキストそのものの取扱については、同様であるべきとみてよからう。

また、阿部氏は奥書のうち、特に「彼真人累代高才之儒胤也当世絶倫之名士也世之所知也人之所許也」によって、

撰者は教隆に傾倒して学んだ人といわれるが、実時は宝治元年から教隆に訓説を受け、正元元年までには、既に十年以上を経過し、その間、教隆卒去までに教授された典籍の跋文は、実時が師礼を尽すためであろうが、概ね教隆に書かしめるという程であつて、兩人の關係は深い信頼をもつて結ばれ、実時の師に対する尊敬の念も極めて厚かつた。こういう間柄にある実時が、教隆に対して「累代之高才之儒胤」とか「絶倫之名士」というような表現を敢て加えることは、聊か他人行儀に過ぎはしないか。筆者は、同じく教えを受けている人であつても、この奥書の筆者は、実時よりも教隆に対して若干距離のある人と思えるのであるが如何がであらうか。

(四) 金沢文庫本白氏文集を中心として

金沢文庫旧蔵白氏文集には、蔵書印として各巻黒印が使用されているので、鎌倉時代に既に入庫したには相違ないが、果してそれが実時の時代であるか否か、確証はない。若し、実時がこの本の入庫に関与するか、或いはこれを使用し得る状態にあり、しかも撰者を実時とすれば、管見抄は当然この金沢本を底本としたに違いない。ところが既に述べたごとく、両本はごく近い關係にはあるが、若干の相違があり、その相違の性質からみて、管見抄が金沢本に拠つたとは、到底断じ得ないのである。

白氏文集は七十巻を超える大冊であり、その通説或いは抄出は何人にとつても必ずしも容易ではない。撰者を実時として、しかも金沢本が既に入庫後であつたとすれば、外に、管見抄のごとき坐右に置きうる選鈔本を持つことは極めて自然と思われる。実時のごとき完璧主義の人にとつて、文集の完本と抄本との二つが揃つて整えられることはまことに好ましいことであるに相違ない。ところが実際には、金沢本とは無關係に別に管見抄が存するのである。つまり、少くとも現存本をもとに推察すれば、実時は文集完本は持たずに、管見抄という抄本を選出したことになるわけである。

既に述べたごとく、管見抄では、文集巻四十五より巻五十迄は、全巻が書写されていて、その内容は「策林」「判」である。これらが全巻書写されるとすれば、内容の性質からすれば、「中書制詔」「翰林制詔」「奏状」を含む巻三十一より巻四十四までも、当然全部書写さるべき性質の巻であるにも拘らず、これらの巻は何れも選抄に止まっている。

実時の修学に使用された典籍は明経、明法のものを中心にして、何れも全巻が書写されていて、管見抄のごとき選抄本というものは一部も見当らない。これは白氏文集と内容、性質上近い一面をもつ『続本朝文粹』十三巻（内閣文庫蔵）についても同様全巻が書写されているし、更に、これは内容上からすれば、必ずしも実時にとって本筋とも思われない河内本の『源氏物語』（蓬左文庫蔵）についても、同様全巻が書写されているのも見逃すことはできないであろう。とすれば、白氏文集について、これまでの書物に対する実時の遣方からすれば、管見抄のごとき選抄といふことはやはり異例という外はない。当時、白氏文集の完本の入手はそれ程容易ではなかったことは金沢文庫本奥書からみても充分推察することができるが、少くとも管見抄の白氏詩文の選択は文集の全巻に亘っているのである。こういう好機に際して、若し実時ならば、先ず完本取得を先にするのが、従来の遣方に倣すれば自然に思われるのである。

(ハ)管見抄の抄出内容からの吟味

(i)政治的実務文について

先ず、管見抄にみられる政治的実務文抄出の点を取上げる。

実時は一方に於て「古文孝経」「群書治要」「春秋経伝集解」「齊民要術」などを教隆より受講すると共に、

(1)律第七 正嘉元年十一月廿九日

(跋文筆者・教隆)

(2)令義解第一

正嘉二年五月十日

( )

- (3) " 第三 正元元年十月十四日 ( ) " (9) " 第五 同三年十月三日  
 (4) " 第五 文応元年八月十六日 ( ) " (10) 令義解第七(再写) 同三年黄鐘晦日  
 (5) " 第九 同二年二月八日 ( ) " (11) " 第一 同六年三月一日合本書読了  
 (6) " 第二 弘長元年五月十四日 ( ) " (12) 本朝統文粹第一〜十三 文永九年  
 (7) " 第一 同三年十二月廿六日 (13) 律第一(再写) 文永十年  
 (8) 類聚三代格第三 文永三年七月二日

と、明法系統の修学も目立ち、これは管見抄々出時とほぼ時を同じくする。このうち、(1)〜(6)迄は教隆の識語が加えられ、講読が行なわれているが、特に(4)の識語には

文応元年八月十六日於鶴岡八幡宮放生会棚所奉授越州尊闍了凡以見物為次以読書為先給好學之志有所不暇蓋以此謂而已

とあって、その好學勤勉の程が生々と述べられている。また(12)本朝統文粹の部立(卷一賦、雜詩。卷二詔、勅答、位記、勘文。卷三策。卷四表上。卷五表下、狀。卷六奏狀上。卷七書狀、施入狀。卷八序上。卷九詩序中。卷十詩序下。卷十一詞、讚、論、銘、記。卷十二祭文、咒願、表白、願文上。卷十三願文下)をみれば、管見抄々出の白氏による政治的実務の文に近い内容を有する。以上の修学情况からすれば、実時は管見抄々出者として確に適格者に相違ない。

但し、例えば、身延山久遠寺藏本朝文粹(国史大系本)をみれば、

(卷二)

文永八年二月九日以相州御本書写点校畢抑此御本者最明寺禪門之御時仰故教隆真人被点云云

とあり、また、

(卷四・十)  
此書於世間尤大要也仍手身朱墨共加点畢／前參河守清原教隆 在判

(卷十三)  
建治二年潤三月十六日於二階堂杉谷令書寫畢最明寺禪門之御時仰教隆真人被加点云云

とある。この原本は時頼が出家した康元元年十一月以後、教隆帰京の文応元年迄の間に、教隆が加点し、それを相州即ち時宗が伝領したものであり、久遠寺本はその転写本である。『本朝文粹』の部立も無論先の『続本朝文粹』のそれと殆んど同様であり、教隆が『本朝文粹』を「於世間尤大要」と見做したのは、管見抄々出者のいう「抽治政之要」に相応ずるものであって、この種政治的実務文はこの時代特に重んぜられたといえよう。とすれば、管見抄々出分に政治的実務文が数多いことを以て、抄出者を一人に限って、直ちに実時に結びつけることは出来ないのである。いわばこれは時代の傾向を示すものであり、同程度の資格者は他にも並存し得たと思われる。

(ii) 吝物之詞について

次に「吝物之詞」についてであるが、実時がこれらの詩を選出することの可否をみる意味で、先ずその行実を略述するのが便利であろう。管見抄々出が始められたのは康元初年である。実時はこの年、三十歳を少し越す年令であり、当時の職歴としては、建長四年四月三十日任引付衆、同五年二月加評定衆、同七年十二月十三日任越後守、同八年四月為三番引付頭、文永元年十月廿五日為越訴奉行と、引続き幕府の重職に在った。既に述べたごとく、その間『群書治要』『春秋経伝集解』などと共に明法の学にも力を注いだのも、その任務上当然であろう。早く泰時にその英才を囑目されて以来、時頼、時宗など歴代執権からも重んぜられ、執権にこそ就任する機はなかったが、幕政運営の上では生涯を通して極めて重要な立場にあった。金沢別業について、関靖氏は、

宝治元年一月三日に、彼の鎌倉邸は火災に見舞われているから、これを機会に彼は六浦庄内の地が頗る要害の場

所であることを知って、この地に別業を営んで、身辺になくても済む様な図書類は、全部その方へ移したのではあるまいか。(『金沢文庫の研究』八四―五頁)

といわれる。この地は既に早く父実泰から譲渡されたものであり、当時二十歳を纔にでた青年期の実時に、別業経営に隠遁の意志を見出すことは、何れからみても困難であるし、得宗体制への移行期に於ける中間的な寄合中心の政治運営に参ずる最重要の一員として、この時以来、生涯に亘って政治から離れることなどは到底許されるべくもない。

従つて、建長六年、將軍家に於ける酒宴の席に於て、執権時頼が「相撲勝負」を所望したにも拘らず、「或逐電或令固辞」者が多く、奉行役に當つていたとはいへ、実時をして、

於遁避之輩者永不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>召使<sub>二</sub>之旨再三依<sub>三</sub>仰含<sub>二</sub>……

と云わしめたのは、幕府内に於けるその立場を端的に示しているといえる。また、建治元年七月二日附、要務を帯びて九州に下向する息実政への書状(『金沢文庫古文書』武家消息一)の中で、

タ、政卜申候ハ賞爵ヲカタク明カニ行フヨリホカノ事ナク候也

と述べているのも、最晩年の言葉として、その永年に亘る武家としての体験に深く裏付けられているといえよう。

このように、実時は幕府の重役として、特に当時の武家社会内に於ける一種の精神的支柱として、いよいよ学問的精進に心がけたのであろう。その仏教観も当然この立場と別のものではない。

西大寺觀尊の鎌倉下向に關しても、その立案、実施者は実時であつて、その意図は(次の文は弘長元年、十一月廿八日、實時の意を体した定辨の口上であり、翌年正月二

日、見阿が再度使者として赴いた時「其趣更不<sub>レ</sub>違定辨之詞」とその意図は再確認されている。

情觀ニ近來之鉢、雖<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>弘法弘<sub>レ</sub>世僧侶滿<sub>レ</sub>國、唯爭<sub>三</sub>執論之鋒<sub>二</sub>、出離之道隔<sub>レ</sub>聞鎮、趨<sub>二</sub>名利之門<sub>一</sub>、解脱之要如<sub>レ</sub>□、

然間在俗之輩、才性弥猛而不<sub>レ</sub>知因果之<sub>□□</sub>信、梟惡増苒而不<sub>レ</sub>弁<sub>ニ</sub>正法<sub>一</sub>之可<sub>レ</sub>崇、依<sub>レ</sub>之治国之<sub>□□</sub>追<sub>レ</sub>年而廢、寃民之<sub>□□</sub>隨<sub>レ</sub>日而減、仏法之凌夷、国土之凋弊、豈非<sub>ニ</sub>此時<sub>一</sub>哉、而如<sub>ニ</sub>伝承<sub>一</sub>者、西大寺長老、独行<sub>ニ</sub>正法之間<sub>一</sub>、道俗預<sub>ニ</sub>化導<sub>一</sub>、因果之道已<sub>レ</sub>頤、貴賤蒙<sub>ニ</sub>恩益<sub>一</sub>、解脫之緣漸萌云々、南<sub>□□</sub>如<sub>レ</sub>斯、東夷盡<sub>ニ</sub>然乎<sub>一</sub>、仍寂明寺相<sub>□□</sub>禪門、同心所<sub>ニ</sub>奉請<sub>一</sub>也、若於<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>下向<sub>一</sub>者、為<sub>レ</sub>法為<sub>レ</sub>国、可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>莫大之利益<sub>一</sub>（『金沢文庫本關東往還記前記』）

に明らかである。叡尊は戒律を復興し、布教の傍ら、社会事業等にも活躍していた。

弘長二年二月廿七日鎌倉到着後、約半年間布教活動は続けられた。実時個人も、雖非出家之儀、為在家之分、欲列御弟子之數、然則一向可奉仰教旨（『金沢文庫本關東往還記』）

と表明し、三月十八日条に、

越州（兼徳）無隙于政務之間（点カ）毎月黙三日談古迹（同）垂将同学（『同』）

と、同志を語らって、梵網古迹談義に参じ、それも十回を越え、その間一度ではあるが、清原教隆も参（四月五日条）じている。また時に、

朝相州参、越州同随受斎、其後被談出離之要并政道事等、越州談古迹（六月廿四日条）

越州参談修行之用心（七月三日条）

という機会もあった。「清浄甚深」と評することく、実時は名利に恬淡として求道に徹する叡尊に深く帰依するようになったのであろう。定期的に談義に参ずるのも如何にも実時らしく、これは教隆に対する態度を髣髴せしめる。明経の学に精進する者が、更に大乘律に関心と熱意を示すのも、一脈相通ずるものを感じしめて興味深い。

当時、北条時頼も叡尊下向に同意し、鎌倉に於ては極めて懇慫にこれを迎え、且つ厚い讃仰的態度に終始した。と

同時に、時頼は早くから建長寺の蘭溪道隆、次で兀菴普寧に参ずるなど、仏教特に禅との結びつきに關しては、実時よりも遙かに深いといえる。実時にはこれらの禅僧との交渉は殆んど知られていない。

既に述べたごとく、白居易は政治的活動に際しては、あくまでも儒教の正統的立場に立つが、一度び個人的独善の生活に入れば、老荘仏に接近し、特に仏教が主流をなしている。しかも禅、浄土などと様々の思想が混在して、遂にその間に統一はみられなかった。管見抄に採られた「齊物之詞」に相当する詩文には、そのままこの傾向が表現されている。しかも、撰者はこの種の詩文に共鳴してであろう、先述のごとく、極めて多数が選出されているのである。

実時の政治的立場や、經学中心の修学経歴及び対仏教觀などからみれば、白氏のこれらの、仏教の内に深く入る結果生れる詩文は必ずしも相応しいとはいえないものである。但し、この種の事柄は、元来これを以て直ちに実時説を否定する程明確な極め手とはなりにくいので、消極的資料として提供するにとどめる。

以上、四項目に分けて実時説を検討した。結局、識語の書き方、内容が実時の従来の識語と異なること、及び、選抄本のみを撰すること自体、実時にやゝ相応しないという二点が、実時説に疑を挟ましめるのであって、管見抄の抄出内容そのものについても、必ずしも相応しくないとはいえ、否定理由としては根拠が充分とはいえない。

それならば、識語、選鈔本という二点について、条件にかなう更に有力な人物を他に求めても、さて、必ずしも適当な人物が都合よく見当るわけではない。従つて、実時説を断定的に否定することは無論できないが、筆者は、全体の情況から、もう一人の比定者として北条時頼を挙げることにする。

先ず管見抄々出の時期との関連であるが、奥書に従えば、その抄出時期は康元々年から正元々年の間、三年間に亘り、時頼は同じくその康元々年十一月に執権職を長時に譲り禅門に入った。その後も、政務を執ること旧のごとしと

いわれ、出家六年後に当る弘長二年、叡尊への返答に於ても、

忝以不肖之身、誤執征夷之權、兢々之思、如踏薄氷（『關東往還記』六月十三日条）

とある程である。とはいえ、兼ねてから辞意を漏しており、『吾妻鏡』によれば、その前後に疾病が続き、管見抄識語にみえる「身上病」にもよく合致する。先ず時期の点からすれば、時頼は抄出者として適格であるといえる。

次に清原教隆との関係であるが、時頼は建長二年、將軍頼嗣の和漢の学問の師として、中原師連と共に教隆を推挙しているし、既に引いたごとく、最明寺禅門以後、本朝文粹の加点を教隆に詠えているので、その学識に敬意を払っていたのはいうまでもない。教隆の帰京は文応元年であるので、これは出家後五年間のことであり、教隆による管見抄の加点も、計らずも、この期間に行なわれている。時頼と教隆との間柄は、実時教隆の深い結びつきには比すべくもないであろうが、識語に示されるごとき、教隆に加点を詠えることができ、しかもこれを尊敬するという点では、実時と同じく、時頼も亦適格者の一人である。

次に白氏文集との関係である。これは側近学者と、禅僧との二面から述べ得る。

前者としては、正嘉元年四月、大般若経を大神宮に奉納する際の願文の一節に、

彼杭州刺史之纏<sub>ニ</sub>宿痾<sub>一</sub>也、偏誓<sub>ニ</sub>会因於無量之樂邦<sub>一</sub>（卷四十七）

とあり、ここでいう杭州刺史は白居易を指す事は明かであり、この願文に白氏記事が引用されているのは、文そのものは側近者の手に成るとはいえ、時頼も白氏について相応の知識を持っていたことを示しているといえよう。

宋代禅僧に於ける白居易に対する評価は様々であり、時と共にその軽俗のみが批判され、わが五山もこの影響を受けて、次第に杜甫、蘇東坡などにその席を譲ることになる。とはいえ、『景德伝燈録』を始め、白氏は多くの話題を提

供し、早くは榮西が『喫茶養生記』に屢々白詩を引き、また、道元もこれを『正法眼藏』に引いて、思想的には批判を加えはするが、同時に、

奇代の詩仙なり。人つたふらくは、二十四の文学なり。あるいは文殊の号あり、あるいは弥勒の号あり、風情のきこえざるなし、筆海の朝せざるなかるべし。

と述べているのは、当時の白氏観としてみるに足りよう。

また、わが国に來朝した禅僧のうち、既に引いた無学祖元は白氏を「其孰与儔、唯靖節東坡兮」と、高く評価し、一山一寧が『一山国師鈔慈弘济大師語録』の中で、孔子、老子、和靖先生と並べて樂天居士を挙げているのも、初期禅僧の白氏観を知る上で注目される。

時頼が直接教えを受けた蘭溪道隆の『大覚禅師語録』には特に白詩よりの引用は見当らないが、次に建長寺に入つた寧兀菴の『兀菴普寧禅師語録』(上卷)には白氏についても触れられ、その普寧と時頼とは深い交渉がみられる。又、時頼と直接関係はないが、禅宗系の無住の『沙石集』『雑談集』に白詩が数多く引かれるのからみても、或いは時頼は白氏及びその詩について、寧ろ禅僧側から教えられる処が多かつたかも知れない。これらからみれば、時頼が白詩を抄出することは必ずしもあり得ざることとはいえないであらう。少くとも実時と文集との関係に比して、時頼が特に無関係とは思われないし、以下述べることからすれば寧ろより深い関係も推測される。

これは抄出された文集の内容に就いていえることであつて、「治政之要」「風月之章」に關しては特に問題はないが、「奇物之詞」については、禅に親しんだ者には、より相応しい白詩が多く採られているのである。時頼の悟道(弘長二年、歿年の前年)の直後、兀菴が贈つた五首の中に、

治国治民俱外事、存心存念自工夫、心思路絶略觀看、仏也無今法也無（語録卷中）  
とあるのは、「奇物之詞」に最も相応しく思われる。

又、管見抄識語の中にみられる「毎握翫此抄以可休世上愁」についても、兀菴よりの時頼宛消息「長書上最明寺殿」（語録卷中）をみれば、

昨使者云、最明寺殿、乃因大風所損百物、天下万民辛苦、御心中憂閑不樂  
に對し、兀菴は、

憂人不憂己、乃是仏菩薩用心如此、老僧雖在病中、亦不憂己、惟憂衲子已事未明、所謂天下無二道、聖人無向心  
者是也（下略）

と応ずるのであつて、管見抄々出者が白詩に對し求めたと同様のことを、時頼は兀菴にも求めていたことになるのである。この意味からすれば、管見抄の内容は時頼にとって切実な内的関連を有するといえるのである。

實時、教隆の学問的な關係は諸種の奥書類を通して明かに知られるが、時頼の学問に關しては資料が少なく、その所持した書籍に就ても信用するに足るものとしては、先に述べた『本朝文粹』があるに過ぎない。伝北条時頼筆と稱する文集卷三新楽府（七德舞、城塩州、傳戎人）の断簡にも、無論、確証はない。その外、最明寺藏伊勢物語は、普通時頼本と呼ばれ、本文とは別筆にて、

寛元貳年中秋上六日／主平時頼／（花押）

との識語がある。但し、橋本進吉博士は影印本（古典保存会）解説に於て、この識語を北条時頼筆とすること、寛元當時の筆とする事を共に信じがたしとされ、更にその花押も確実なものに比し大差ありとされる。更に、世に『最明寺

殿教訓書』と称せられるものは、現に尊経閣文庫に室町初期の写本が存するけれども、これは『極楽寺殿御消息』と殆んど同文であつて、これ亦、特に取上げる程のものではない。

従つて、時頼は政治家としては有能であり、頼嗣や宗尊親王に經学を励めるなど、斯道にも熱意を持ち、又禅学にも深い関心を示しはするが、その学力の程を示すに足る自からの文章は見当らず、従つて、白氏文集全巻から詩文を抄出するような、かなりの漢学の素養を必要とする作業に、果して堪え得るかという疑問も生ずるのである。

確かに実時のごとき篤学の士は、武家社会の中では異例中の異例である。その実時ならば或いは単独で白氏文集全巻よりの抄出作業を完遂し得るかも知れないが、それにしてもそれ程容易な業とはいえない。従つて抄出に當つて側近者の加担を予想することは極く自然であろう。こういう見方に立てば、学問的素養の点で、時頼を不適當とする理由は殆んど消滅する。さらに、管見抄の識語には一種素人臭を感じしめる。当時の鎌倉に在つては、この程度の文であつても、たやすく書き得る者はそれ程多くはないであろうが、この点に關して、特に時頼の到底及ばない程のものではなく、別に不適當である程のものではないであらう。また、兀菴語録に「最明寺殿契悟因縁」<sup>(3)</sup>「最明寺殿契悟道後師贈之助道頌五首」「最明寺真像」があり、無学組元の語録にも「最明寺殿」が収められていることも、管見抄の斉物詞を求めるに相応する環境の存在を予想させる資料には充分役立つと思われる。

以上述べた事は、無論、実時説を断定的に否定できる程の積極性には欠けるにせよ、実時のみが条件に合致する唯独りの人物ではないことを証する意味から、時頼をも取上げてみた。何れにせよ、識語が唯一の基本的資料であり、しかもその中に抄出者を限定づける条件が充分揃っていないので、結論を出すまでに至らなかつた。

尚、九冊目、十冊目末尾にある書写奥書にみえる「關東田中坊」につき、峰岸純夫氏の御示教により、常陸国筑波

郡田中荘の所在を知ることが出来た。<sup>(4)</sup> 鎌倉幕府滅亡の頃、この荘の地頭は高時の弟、泰家で、北条得宗の手にあつたとあり、これは管見抄々出者を時頼とする場合は幾分関連がありそうに見える。ただ田中荘を田中坊に結びつける史料の裏付けが充分でないので、更に他日を期したい。その他所在は明かでない「田中房」という称呼は絶無ではないが、この際役立つ程の資料はこれまでの所、見当らない。抄出者についてはこの側面からも検討の余地が残されていないごとく思われる。

これまで、実時、時頼兩人につき種々検討し、その結果、少くとも共に管見抄撰者としての可能性は認められるが、率直に言えば、学問的素養の点からではなく、白氏文集に対する永年に亘る一途な傾倒ぶりを見ると、両者の夫々の精神生活に照して、部分的には兎も角として、如何にしても白氏文集と必然的に結び難い側面を残している。

これ迄は実時に対比することに重点が置かれる余り、鎌倉に於ける最上層の二人だけを取上げたが、少しく視点を変えれば、既に述べたごとく、文集巻四十五、四十八「策林」、巻四十九、五十「判」については特に全巻が書写されている点や、奥書にみえる「私務」という語感などからみても、或いは、幕政の事務を担当するもつと実務段階に働く人物を擬する方がより妥当かとも思われる。また、奥書の内容や、抄出された詩文を検討した結果からみても、特にこれを否定する程の理由は見出し得ないのみならず、寧ろこういう階層の人を撰者に擬する方がより適當かとも思われる。<sup>(5)</sup> 教隆に加点を誂え得る人物にしても、何も前記二人に限る筈のものでもない。

また単に、「策林」や「判」が全篇抄出されているだけでなく、これだけ多数の詩文が文集全巻から抄出されている上に、その抄出過程に於ける内心の動きを奥書に書き留めていることは、白氏その人に、従つて白氏文集に対する並々なぬ傾倒なしには殆んど考えられぬことであり、更に、奥書に述べられているごとく、特に従来の文集受容の

仕方に強い批判的態度を表明している点などを考え合せれば、寧ろそれ程上層に属していない人物が、文集に託して自己の内心を吐露したとする方がより適当かとも思われる。無論そういう人物は鎌倉に於ては極めて少ないに違いないが、絶無ともいえないであろう。鎌倉時代には、文集が新しく注目され、より内容に則した態度で比較的広く読まれていたことは、既に別に論じた通りであるが、前記の二人に対して、文集にそれ程切実な結びつきを考えることには資料的裏付けが不十分であるようにも思われる。但し、撰者を更に全く別の人物に擬定しようとするれば、特定の人物を一人に限定して求めることは一層困難となるであろう。

以上、抄出者を求めて縷々述べてきたが、結論については遺憾ながら他日に俟つ外はない。今後の課題としては、「田中房」の史料的検討と、幕政の実務に携わる別の人物の再検討の二点と思われる。

以上、管見抄の抛るテキスト、選出された詩文の内容、更にその抄出者などについて述べた。文集より抄出された数多くの詩文は、その撰者が何人であるにせよ、広い意味に於て、武家社会という環境の中に於て養われた選択眼を通して選出されたものと見做し得べく、鎌倉時代に於ける白氏文集の受容上の特徴をみる点については無論のこと、武家社会の内的一側面を窺い得る上からも、価値を認めることが出来るのである。

(一九七〇年九月一〇日稿・同七一年七月一〇日補訂)

註

(1) 関氏は蓬左文庫蔵河内本源氏物語にみえる実時の奥書を自筆としては否定される。尚、金沢文庫内に金沢家に、源氏物語が所蔵された事を証する記録が存する。但し、これが即ち河内本であるか否かは明かにされてはいない。

(2) 寛泰彦『中世武家家訓の研究』

(3) 弘長二年十月十六日、時頼、兀菴の問答は「……最明日、森羅萬象、山河大地、与自已無二無別、師云、青青翠竹、尽是真如、鬱鬱黃花、無非般若、最明言下忽然契悟、通身汗流、乃曰、弟子二十一年且暮望、今一時已滿足、感淚敷行」(卷中)で終る。

(4) 田中荘については『茨城県史料中世編I』所収「日輪寺文書」の解説(佐々木銀弥、網野善彦両氏執筆)中に詳細に述べられている。

田中荘は、筑波郡に所在し、谷田川、西谷田川の流域をふくみ、北は田中、南は小目にいたる南北に長い荘園で、三三ヶ郷からなるといわれている。文治四年(一一八八)には八条院領として現われるが(吾妻鏡)、安元二年(一一七六)の同院領目録には、この荘を見出すことができないので、おそらく立荘は平安末期と考えてよいと思われる。荘の地頭職は、鎌倉期を通じて、常陸国守護小田氏の一流に世襲されていた。八田知家の子息知氏が田中氏を称し(尊卑分脈)、寛元四年(一二四六)以後、吾妻鏡に田中右衛門尉知継が現われることなどから、そのことを確認できるのである。しかし弘安八年(一二八五)、田中筑後五郎左衛門尉、田中筑後四郎(いずれも、筑後守となった知継の子息であろう、四郎は知泰か)は、安達泰盛にくみして鎌倉で自殺。地頭職は没収され、北条氏得宗の手にうつったものと思われる。幕府滅亡の時、この荘の地頭は高時の弟泰家だったのであり(比志島文書)、これはこの時まで遡ってよいであろう。

(5) 弘長元年発布「関東新制条々」(『中世法制史料集』第一巻所収)の一項、「一、可<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>制絹布類短狭<sub>二</sub>事<sub>一</sub>(三六六)の中にみえる「狭織短截」の句を、白氏文集卷四「陰山道」中の「疎織短截」よりの投影とみれば、幕府発布の法令草案作製者の中にも、文集に関心を懐く者の存在を推定することは、強ち無理とはいえない。同様の例については、拙稿「真福寺藏新樂府注にみえる教訓と武家社会」(『史学』四三一・二 昭和四五年)参照。

(6) 拙稿「真福寺藏新樂府注と鎌倉時代の文集受容について」(『斯道文庫論集』第七輯)